

パブリックコメントにお寄せいただいたご意見と市の考え方(抜粋)

ご意見	項目数	市の考え方
国民も、自治体の職員も「国が決めたことだから」と無批判に従うのではなく、おかしいことは「おかしい」と意見をいしましょう。	44	国民保護計画は、国会における審議及び議決を踏まえて成立した国民保護法に基づき作成するものです。また、住民の生命、身体及び財産を守るため、武力攻撃事態等といった緊急時に備えることは、自治体における責務であると考えています。
国民保護法は地方自治を否定し、平時から国民を戦時体制に組込む法律である。法律の目的は、有事において自衛隊と米軍の行動を円滑にできるようにすることである。戦闘にじゃまになる住民を他の場所へ移動させるのが目的である。	23	国民保護法の目的は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護することなどの重要性にかんがみ、必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することとされています
自然災害や地震対策を急ぐべき。	22	地震、風水害等の自然災害に対する対策は、災害対策基本法や名古屋市地域防災計画などにに基づき取り組みを進めております。
避難住民の誘導を自衛官に行なわせないこと。住民を攻撃の巻き添えにする危険性があり、ジュネーブ条約追加議定書Ⅰに違反します。	20	市国民保護計画素案P.102 に記載した、自衛官による避難住民の誘導の要請は、国民保護法第 63 条第 1 項の規定に基づいています。 市国民保護計画素案において、名古屋市は、国民保護法に基づく国や県からの指示に基づき、避難住民の誘導を行うこととしています。また、警察官、海上保安官、自衛官による避難住民の誘導は、「避難実施要領に基づき避難住民の誘導を開始したのち」、状況に応じて要請するとしています。さらに、その要請につきましても、武力攻撃事態等における自衛隊の役割などを考慮し、避難住民の誘導について、警察官による誘導を要請したのち、特に必要があると認められる事態が生じた場合に自衛官による誘導を要請することとしています。 国民保護措置の実施にあたりましては、国民保護法第 22 条に、措置の実施全般における安全の確保が規定されています。警察官、海上保安官、自衛官による避難住民の誘導につきましては、その規定に基づき、措置の実施における安全の確保に配慮された状況において、要請するものであると考えています。 なお、国民保護法は、国会における審議を経て成立した法律であり、国の見解によると、ジュネーブ条約に抵触する規定はないとされています。
素案によると「避難のときは、手袋、帽子、雨ガッパで外部被爆を防ぎ、口や鼻をタオルで保護する」となっています。このようなことで放射線の外部被曝がほんとうに防げると思っているのでしょうか。	19	事態別の留意事項につきましては、国の基本指針や愛知県国民保護計画に記載された内容を引用したものです。

ご意見	項目数	市の考え方
非常時であっても、人権や思想信条の自由は守られねばならない。	17	国民保護法におきましては、第5条に基本的人権の尊重を規定しており、第6条に、国民の権利利益の迅速な救済を規定しています。また、国民の協力につきましても、第4条において、協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであり、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないと規定されています。市国民保護計画素案は、それらの規定を踏まえて作成しております。
平和を守る姿勢を平和宣言、反核宣言などで、まず、公に示すべきです。	14	名古屋市では、昭和38年に市議会において議決された、平和都市宣言の理念に基づき行政運営を行っており、その考え方を、計画案作成時に掲載を予定していた前書に追加し、第4回名古屋市国民保護協議会に諮ります。
「全市域が要避難地域となった場合の避難住民の誘導」などでは、すべての鉄道が正常に運転していることが前提とされています。しかし、このような事態が起きたときには、「敵」の空爆や砲撃で鉄道によっては正常な運転ができない状況もあると考えるのが普通ではないでしょうか。このような場合には、どのような方法で避難住民を誘導するのかについての記述がありません。	9	国の基本指針によりますと、着上陸侵攻に対しましては、船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも考えられるとされています。そのような状況に至り、国や県から必要な措置が指示された場合には、一人でも多くの住民の生命、身体及び財産を守るため、計画に基づき、必要な措置を実施しなければならないと考えています。
自然災害に対し、市は220万人の避難は可能だと考えていますか。まして武力攻撃があった場合は、鉄道、道路、橋は破壊されています。一体どこへどういう手段で避難するのですか。	8	武力攻撃事態等において本市が要避難地域になり、避難が必要となった場合、避難先は国や県からの指示によることとなります。市国民保護計画素案では、その場合に市が行う避難住民の誘導方法について記載したものです。
戦争を行わないための対話の準備をすることを「計画素案」に盛り込んで下さい。	8	外交は、その責任を有する国において、必要な判断がなされるものと考えています。 なお、名古屋市では、昭和38年に市議会において議決された、平和都市宣言の理念に基づき行政運営を行っており、その考え方を、計画案作成時に掲載を予定していた前書に追加し、第4回名古屋市国民保護協議会に諮ります。

ご意見	項目数	市の考え方
市民に知らせるならば交通局の各区巡回対話のようにこまめにやって下さい。	8	名古屋市は、国民保護計画作成にあたり、平成 17 年度以降、区役所でのパンフレットの配布、広報なごやへの関連記事の掲載、ホームページの開設等、その普及啓発に努めています。また、市国民保護計画素案に対するご意見の募集にあたりましては、計画素案概要を区役所、区役所支所、消防署等に配付用として配置するだけでなく、その場で計画素案全編を閲覧できるよう、計画素案概要の各配付窓口に計画素案を閲覧用として配置し、ホームページにも掲載しました。さらに、ご意見の募集にあたりましては、各戸配布されている広報なごや 9 月号に募集記事を掲載したほか、市ホームページなどにおいても募集記事を掲載し、そのほか、市国民保護協議会の傍聴人数を可能な限り多く確保するなど、少しでも多くの住民の皆様に情報をお伝えできるよう、機会の確保に努めてまいりました。 なお、計画作成後の広報につきましては、今後具体的に検討していきますが、計画に基づき、住民が国民保護措置の重要性を正しく認識し、措置の実施における必要な援助について協力を得られるよう、国民保護法や国民保護計画の内容について啓発に努めていきます。
武力攻撃の兆候を得ていないのに対応策を考えるとはどういう事でしょうか。	7	市国民保護計画素案は、特定の国からの武力攻撃等を想定して作成しているものではなく、可能性がある事態に備えるという意味あいから作成するものです。
発生確率の高い地震災害に比べ優先すべき課題とは思われない。訓練等は、地震災害等、武力攻撃事態等よりはるかに発生確率が高いと考えられる災害を優先すべきで、いたずらに不安をあおる名古屋市国民保護計画に基づく訓練など絶対優先すべきでない。訓練など、無駄かつ不急である。やめてもらいたい。	6	訓練の実施方法は、計画の作成後に具体的に検討していくこととなります。市国民保護計画素案において、名古屋市は、国民保護措置の実施に必要な知識、技術の向上等のために訓練を実施することとしており、国民保護計画をより実効性のあるものにするため、訓練は必要であると考えています。
個人所有の土地や家屋でも、知事の命令で強制的に使用することができ、商店などの物資の強制収用もできます。これに応じないと処罰されます。	5	土地等の使用は、国民保護法第 82 条において、所有者等の同意により使用することになっており、正当な理由なく応じない場合に、同意に基づかずに使用できることとなっています。また、特定物資の収用は、同法第 81 条において、所有者等に売り渡しを要請し、正当な理由なく要請に応じない場合に収用できることとなっています。使用及び収用により損失が発生した場合は、同法第 159 条の規定に基づき、その損失を補償することになっています。

名古屋市国民保護計画素案 に対してお寄せいただいたご意見と市の考え方

「名古屋市国民保護計画素案」のパブリックコメントに、多数のご意見をお寄せいただきありがとうございました。

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 実施期間

平成18年9月11日(月)から11月2日(木)の53日間

(2) 主な周知方法

- ①広報なごや9月号及び市ホームページにパブリックコメントの実施について掲載
- ②区役所、区役所支所、消防署等において、パブリックコメントの募集方法及び名古屋市国民保護計画素案概要を配布するとともに、名古屋市国民保護計画素案の閲覧を実施
- ③市ホームページに、名古屋市国民保護計画素案(概要を含む。)と国民保護法に関するパンフレットを掲載

2 お寄せいただいたご意見

(1) ご意見提出者数等

ご意見提出者数 101人、ご意見項目数 326項目

(2) 提出方法

FAX 57人、封書(郵送及び持参) 23人、電子メール21人

3 実施結果

計画素案に反映することを予定しているご意見 27項目

計画素案に反映できなかったご意見 299項目

4 その他

- (1) お寄せいただいたご意見につきましては、可能な限り原文に基づいた形で整理していますが、名古屋市国民保護計画素案に直接関係がないご意見や、同じご意見の繰り返し、参考資料などにつきましては省略いたしました。
- (2) 計画素案に反映できなかったご意見のうち、多くお寄せいただいた、名古屋市国民保護計画を作成すること自体に対するご意見のほか、計画素案の内容に関する質問や疑問、計画作成にあたっての要望などにつきましても、可能な範囲で市の考え方を示しました。
- (3) 個々のご意見に対する回答につきましては、次ページ以降、「パブリックコメントにお寄せいただいたご意見と市の考え方」をご覧ください。

パブリックコメントにお寄せいただいたご意見と市の考え方

《ご意見(No. 1)》

避難住民の誘導を自衛官に行なわせないこと。住民を攻撃の巻き添えにする危険性があり、ジュネーブ条約追加議定書Ⅰに違反します。

《理由》

- 1 国民保護法第9条2項では、「国際的武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保しなければならない」としています。
- 2 名古屋市国民保護計画素案の102ページによると、名古屋市長は「国民保護派遣を命じられた自衛隊の部隊等の長に対し、自衛官による避難住民の誘導を行なうよう要請する」とされています。国民保護法第63条では、防衛出動、治安出動し国民保護の措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対しても同様の要請をすることができるとしています。
- 3 一方、議定書Ⅰ第48条では、紛争当事者は、軍人・軍事物と文民・民用物を明確に区別し、文民・民用物を軍事目標への攻撃の巻き添えから防ぐことを基本原則としています。すなわち、「文民たる住民と戦闘員とを常に区別」することが住民保護の基本原則であるとされています。
- 4 避難住民の誘導をするのは、非軍事組織である文民保護組織(Civil-Defense)の役割です。この組織は自治体職員、消防、警察等で構成されるべきです。戦時における軍隊の役割は「侵害排除」であり、「文民保護」を求めるのは、戦時国際法の原則に逸脱するものです。
- 5 議定書Ⅰ第67条において、軍の要員が文民保護組織に配属される場合を認めていますが、それは「常時充てられ、かつ、専らその遂行に従事すること」などを要件としており、防衛出動、治安出動、国民保護派遣等を命じられた自衛官がこの要件を充たしているとはいえません。

以上の理由から、素案が避難住民の誘導を自衛官に行なわせるとしていることは、国際人道法の的確な実施に反することです。

ご意見に対する市の考え方

市国民保護計画素案P.102に記載した、自衛官による避難住民の誘導の要請は、国民保護法第63条第1項の規定に基づいています。

市国民保護計画素案において、名古屋市は、国民保護法に基づく国や県からの指示に基づき、避難住民の誘導を行うこととしています。また、警察官、海上保安官、自衛官による避難住民の誘導は、「避難実施要領に基づき避難住民の誘導を開始したのち」、状況に応じて要請するとしています。さらに、その要請につきましても、武力攻撃事態等における自衛隊の役割などを考慮し、避難住民の誘導について、警察官による誘導を要請したのち、特に必要があると認められる事態が生じた場合に自衛官による誘導を要請することとしています。国民保護措置の実施にあたりましては、国民保護法第22条に、措置の実施全般における安全の確保が規定されています。警察官、海上保安官、自衛官による避難住民の誘導につきましても、その規定に基づき、措置の実施における安全の確保に配慮された状況において、要請するものであると考えています。

なお、国民保護法は、国会における審議を経て成立した法律であり、国の見解によると、ジュネーブ条約に抵触する規定はないとされています。

《ご意見(No. 2)》

国民保護法は地方自治を否定し、平時から国民を戦時体制に組込む法律である

《理由》

武力攻撃事態法とその下位法である国民保護法は、「国民動員法」の性格をもった、戦後初めての軍事法制である。これらの法律の目的は、有事において自衛隊と米軍の行動を円滑にできるようにすることである。

動員されるのは、国家公務員、地方公務員、指定公共機関に所属する人びとである。指定公共機関とは病院、研究所、日銀、日赤、NHKそれに電力、ガス、通信、鉄道、トラック、バス、航空、放送など民間企業を含む160法人である。また、都道府県には指定地方公共機関がある。これらが「戦争協力組織」とされ、有事＝戦時には「必要な措置を実施する責務を有する」とされている。また、国民はこれらの組織に対して「必要な協力をするよう努めるものとする」とされている。

これによって内閣総理大臣をトップとして、中央省庁とその地方機関、指定公共機関、都道府県、市町村、国民保護協議会というピラミッド型の上意下達の体制が構築されるのである。ここでは、地方議会はいっさい関与できないし、知事、市町村長は内閣総理大臣の「部下」に過ぎなくなる。内閣総理大臣は、知事や市町村長が実施命令に従わないときは、自らからか関係大臣によって実施することができる（代執行）、とされている。

このように内閣総理大臣は絶対的な権限を手にするので、地方自治は全く否定されて、本来、対等なはずの国と自治体の関係は上下関係に変質する。

国民保護法では、有事における住民の避難、救援が定められているが、あからさまに言えば、自衛隊と米軍の任務は「戦闘行為」であるから、戦闘にじゃまになる住民を他の場所へ移動させるのが目的である。

国民保護法は、平時においても有事（戦時）に備えて国民を動員するのが特徴である。自衛隊を動員して、住民の避難訓練や「啓発」を行い「国防意識」の植付けをはかろうとしている。全国の自治体に平時から常設される国民保護協議会は、これを推進する下部組織として機能することになる。

正しく「国民動員法」である。

ご意見に対する市の考え方

国民保護法の目的は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護することなどの重要性にかんがみ、必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することとされています。

- ※1 武力攻撃事態等に至った場合、国は、その対処に関する基本的な方針（対処基本方針）を定めることとされていますが、対処基本方針には国会の承認が必要とされ、承認が得られない場合は、対処措置を終了することとされています。
- ※2 国民保護措置に対する国等からの市町村への関与は、市町村がその全部又は大部分の事務を行えなくなった時や、市町村長が国民保護法に基づく必要な措置を実施しない場合で、災害の発生防止のために緊急の必要が認められる場合などに行われるものです。そのため、武力攻撃事態等といった緊急時に、住民の生命、身体及び財産を守るといった目的においては、必要な規定であると考えています。
- ※3 市国民保護計画素案において、名古屋市は、住民が国民保護措置の重要性を正しく認識し、措置の実施に対して必要な援助について協力を得られるよう、国民保護法や国民保護計画の内容について啓発するとしています。訓練につきましても、国民保護措置の実施に必要な知識、技術の向上等のため実施することとしています。
- ※4 名古屋市国民保護協議会は、国民保護法第39条の規定に基づき、名古屋市の区域に係る国民保護措置に関する重要事項を審議していただき、ご意見をいただくために開催しているものです。そのため、関係機関のみではなく、学識経験者や住民団体の代表者などを委員として、市国民保護計画素案に対して幅広くご意見をいただく場として開催しています。

《ご意見(No. 3)》

損害補償は、市からの要請に基づき救助等の協力を行なって死亡、負傷した者のみが対象になっています。しかし、要請がなくて自発的に行動した者も、損害補償の対象にするべきです。

《理由》

実際の場面においては、「協力の要請がなく」て自発的に救助等を行う住民が多く出ると考えられます。そのような住民に対し「死んでもケガしても補償はしません」というのはあまりにも冷たい仕打ちではないでしょうか。市は住民の自発性を期待しながら、一方で、不正な補償の請求が行なわれるのではないかという、住民に対する不信感を抱いているようです。このような場面でそのようなことが行なわれると思いますか。この法律の冷酷な一面をはからずも見たいと思います。

「要請によらないで協力をした者」に対しても損害補償をするべきです。

ご意見に対する市の考え方

国民保護法第 160 条の規定は、要請を受け協力した者の負傷等に対しての補償とされています。国の見解によりますと、要請に基づかない場合の負傷等は、一般の被災者と区別がつかないことから、補償の対象とはならないとされています。

《ご意見(No. 4)》

住民と民用物から軍事施設を遠ざけて、軍事施設に対する攻撃の巻き添えにならないよう、住民と民用物を保護する予防措置を講ずること。

この問題について素案には何の記述もありますが、国民保護法第9条2項が「国際的武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施」を約束している以上、これに対する対応策を記述するべきです。

《理由》

ジュネーブ条約追加第一議定書は、締約国が住民を攻撃の被害から守るために、攻撃する側とともに攻撃される側にも予防措置を講ずべきことを要請しています。

【議定書 I 第 58 条(攻撃の影響に対する予防措置)】

- ① 自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させるよう努めること
- ② 人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避けること
- ③ 自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事行動から生ずる危険から保護するため、その他の必要な予防措置をとること

これらの予防措置に照らして、現実の状況はどのようなになっているでしょうか。名古屋市内の陸上自衛隊守山駐屯地は住宅地に隣接しています。名古屋市に隣接する地域では、航空自衛隊小牧基地及び高蔵寺弾薬庫、陸上自衛隊春日井駐屯地があります。これらはいずれも住宅地に囲まれております。特に現在、小牧基地はイラク戦争への自衛隊の出動拠点として機能しています。基地、弾薬庫が攻撃されるとその被害は名古屋市域にまでおよぶことは明らかなです。

国際人道法の的確な実施をするためには、何らかの予防措置を講じることが締約国としての責務であります。

ご意見に対する市の考え方

防衛につきましては、責任を有する国において判断されるものであると考えています。

《ご意見(No. 5)》

第2次世界戦争のとき、「戦争をするのは兵隊さんだけではない、国民みんながしなければなりません」といわれ、「国民総動員法」という法律ができて、戦争への協力態勢がつくられました。

国民保護法にも、有事において、国民の協力、報道の規制、物資の収用などが決められており、国民総動員法と同じです。「住民の避難訓練」をするといいますが、昔の隣組制度による「防空訓練」と同じです。昔は「統後の守り」といいましたが、今は「平素の備え」といっているだけの違いです。

本当に大切なことは、そんな事態にならないように、政府が国を方向付けすることです。しかし、反対に今の政府は日本を「戦争をする国」にする方向に進めようとしています。

私たち国民も、自治体の職員も「国が決めたことだから」と無批判に従うのではなく、おかしいことは「おかしい」と意見をいしましょう。

そうしないと、日本の国はずるずると戦争の方向に向かっていくのではないかと心配します。

《ご意見(No. 6)》

1 素案タイトルで、「万が一、武力攻撃などが発生した場合に備えるものであり、現在何らかの兆候を得ているものではありません。」との前提で書かれています。武力攻撃の兆候を得ていないのに対応策を考えるとどういう事でしょうか。兆候があるからすばやく対応策を考えるのが本当ではないでしょうか。現在自然災害として東海地震が起きる可能性はきわめて高いといわれています。兆候があるのです。このため、住民を守る準備を強化していかなければならないと思います。そのための方策を考えて下さい。武力攻撃は、外交努力で避ける事が出来る事だと思います。よって、この素案は廃止してください。

2 自然災害に対し、市は220万人の避難は可能だと考えていますか。まして武力攻撃があった場合は、鉄道、道路、橋は破壊されています。一体どこへどういう手段で避難するのですか。武力攻撃と自然災害を混同してはいけないと思います。この素案を読んだ限りでは理解できません。

ご意見に対する市の考え方

国民保護計画は、国会における審議及び議決を踏まえて成立した国民保護法に基づき作成するものです。また、武力攻撃事態等といった緊急時に、住民の生命、身体及び財産を守ることは、自治体における責務であると考えています。

ご意見に対する市の考え方

1 ご意見(No. 5)に対する本市の考え方と同様です。

※ 市国民保護計画素案は、特定の国からの武力攻撃を想定して作成しているのではなく、可能性がある事態に備えるという意味あいから作成するものです。

2 武力攻撃事態等において本市が要避難地域になり、避難が必要となった場合、避難先、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法は国や県からの指示によることになります。市国民保護計画素案では、その場合に市が行う避難住民の誘導方法について記載したものです。

《ご意見(No. 7)》

素案によると「避難のときは、手袋、帽子、雨ガッパで外部被爆を防ぎ、口や鼻をタオルで保護する」となっています。このようなことで放射線の外部被曝がほんとうに防げると思っているのでしょうか。

核兵器の攻撃の防御を真剣に考えたらだれが考えてもおかしいです。子どもだましましたいです。もっとやるべきことが他にあるのではないのでしょうか。

《ご意見(No. 8)》

～ 略 ～

国民の保護という視点からものを見た場合には、戦場となっている地域を除いて、武力攻撃で発生した火災や、侵入した軍隊による乱暴などよりも、愛国心を叫ぶ多数派の市民から、反戦や思想信条の自由を考える少数派の市民をどう守るのか、どのようにして多数派の市民の暴力から保護できるのかを優先的に考えなければならないと思います。愛国心だ、反日分子だとの決め付けの中で、市民同士が殺しあうような事態をどのように避けるのかをまず考えなければならないのです。そのためには、非常時であっても、人権や思想信条の自由は守られねばならず、反日分子を殺すことが愛国心の発露できないことを、平和のうちからしっかりと啓蒙しておくことが大切であると考えます。

《ご意見(No. 9)》

- 1 名古屋市は、税金を、国民保護計画よりも地震や交通事故や海外友好に使うべきだ。東海地震が想定されており、交通事故死は全国有数だ。このような対策こそ必要だ。外国からの攻撃は、平和憲法を宣伝し、海外市民、政府、自治体と友好を結び、回避することを経ることこそ真の解決策だ。
- 2 自衛隊が避難住民を誘導することは、住民を危険な目に合わせることでありうるから、計画素案は誤っている。ジュネーブ条約は「戦時には住民と戦闘員を区別する」ことを基本原則としており、住民が戦闘の犠牲となる可能性があるから。

ご意見に対する市の考え方

事態別の留意事項につきましては、国の基本指針や愛知県国民保護計画に記載された内容を引用したものです。

ご意見に対する市の考え方

国民保護法におきましては、第 5 条に基本的人権の尊重を規定しており、第 6 条に、国民の権利利益の迅速な救済を規定しています。また、国民の協力につきましても、第 4 条において、協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであり、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないと規定されています。市国民保護計画素案は、それらの規定を踏まえて作成しております。

ご意見に対する市の考え方

- 1 ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。
- 2 ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。

《ご意見(No. 10)》

子供達が安全に遊べる社会を作ってほしい。
戦争は何も作らない。

ご意見に対する市の考え方

戦争のない平和な社会の実現は、人類共通の願いであると考えております。名古屋市では、昭和 38 年に市議会において議決された、平和都市宣言の理念に基づき行政運営を行っており、その考え方を、計画案作成時に掲載を予定していた前書に追加し、第 4 回名古屋市国民保護協議会に諮ります。

《ご意見(No. 11)》

地震などの防災訓練と武力攻撃による避難訓練を混合した訓練を実施しないようにしてください。

《理由》

国民保護法に基づく訓練は必要でないと思っていますので参加しません。しかし、震災などを想定した防災訓練には積極的に参加します。

名古屋市の「計画素案」41 ページには「広く住民に対して参加を呼びかける」とありますが、両方の区別をあいまいにして住民に呼びかけ、はっきり区別しないまま実施しないでください。国民保護法第 42 条では訓練を「防災訓練と有機的連携を図って」行なうよう指示しています。それは、有事訓練単独では住民を集めることが困難なので防災訓練の中に有事訓練をまぎれ込ませて、住民を「だまして」有事の訓練に参加させようとしているとしか考えられません。また、「計画素案」の 65 ページに国民保護に関する「啓発」の実施にあたっても「防災に関する啓発との連携を図る」とありますが、明らかに防災を「利用した」啓発です。

「計画素案」の 41 ページに「共通する事項についての訓練を盛り込むなど効率的な訓練の実施」とありますが、両者の訓練に「共通する」事項があるでしょうか。戦争と自然災害との根本的な違いは「攻撃してくる敵」が存在するか、しないかということです。自然災害から専ら住民を保護する防災訓練と、「敵」の存在を抜きには考えられない有事の訓練とは違います。また、避難方法も全く異なります。地震では広場へ、津波では高い建物へ避難ですが、弾道ミサイル攻撃や航空攻撃では「計画素案」によるとコンクリートの建物や地下施設へ避難するというようになっています。両者を混合して訓練することには、何ら合理的な理由はありません。

ご意見に対する市の考え方

市国民保護計画素案において、名古屋市は、国民保護措置の実施に必要な知識、技術の向上等のために訓練を実施することとしており、その内容や方法等についての方向性を記載しています。訓練の実施方法は、計画の作成後に具体的に検討していくこととなりますが、市国民保護計画素案中、第 3 章第 6 節に記載している「救援」のうち、収容施設等の供与や炊き出しその他による食品の給与などの記載は、地震等の自然災害を対象とした地域防災計画とはほぼ同様の記載としています。そのような点や国民保護法の規定等を踏まえ、防災との連携を図ることができる事項については連携を図るべきであると考えています。

《ご意見(No. 12)》

- 1 P1の国民保護協議会とは国の機関ですか、構成員は誰ですか。明確にしてください。
- 2 情報提供のうち、特に聴覚障害者に対しては、FAX、インターネット等の特段の配慮を
- 3 P2の特殊標章、国際人道法は、特殊用語であり、市民にわかる説明がほしい。(ジュネーブ条約も同じ。)
- 4 武力攻撃事態にテロ行為、地下鉄サリン事件などは含まないのですか？
- 5 P3「NBC攻撃」と突然出てきますが、何のことですか。市民にわかる説明が必要。
- 6 国民保護対策本部は、国か県か市かどこにおかれるのですか。はっきりしませ
- 7 P4 非常通信協議会はどこにおかれ、構成員は
- 8 P6 弾道ミサイル、化学剤などの戦争対策を含むのですか？

ご意見に対する市の考え方

- 1 名古屋市国民保護協議会は、国民保護法第 39 条に基づき設置される機関であり、所掌事務は、その区域内の国民保護措置に関する重要事項を審議し、それに対して意見を述べることとなっています。名古屋市においては、その規定に基づき、名古屋市国民保護協議会条例を平成 17 年度に制定しています。構成員につきましては、国民保護法第 40 条に規定に基づき、市長を会長とし、愛知県や県警察などといった関係機関、学識経験者、関係する住民団体代表者など 25 名としており、本年 6 月 5 日以降、計 3 回開催しています。
- 2 国民保護法第 9 条では、国民保護措置の実施にあたり、高齢者や障害者などの配慮を要する者の保護に留意しなければならないと規定されています。また、市国民保護計画素案におきましても、警報等の伝達につきまして、サイレンなどの使用のほか、地域住民の自発的な協力を要請しながら、高齢者等への警報等の伝達に努めると記載しています。
- 3 特殊標章、国際人道法につきましては、市国民保護計画素案概要の最終ページに用語集として説明を記載しています。国民保護計画におきましても、これらを含む用語集を添付することとしています。
- 4 国民保護計画は、大規模テロといった緊急対処事態も対象としています。地下鉄サリン事件は、国の見解によりますと、緊急対処事態に該当することになります。
- 5 3と同様です。
- 6 国民保護対策本部は、国により指定された地方公共団体が設置することになります。
- 7 非常通信協議会は、総務省を中心として、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会のことです。電波法第 74 条に基づき、地震、台風、洪水等の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援などのために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的としています。なお、非常通信協議会は、中央非常通信協議会、地方非常通信協議会及び地区非常通信協議会によって組織、運営されています。
- 8 弾道ミサイル攻撃は、武力攻撃事態として想定されています(概要 P.2 参照)。また、化学剤につきましては、NBC 攻撃に含まれています。

《ご意見(No. 13)》

戦争が何も生まない事はわかっているのに、国民保護計画は、戦争を容認し、応援するよう強制され、人権を無視される、“保護”という名の自己犠牲を強いられるものです。

原爆が落とされたことで、二度と戦争はやるまい、日本の国を戦場にしないと思ったはず・・・

日本を戦場にすることを想定した。推進するものはいりません。国民の安全を第一に考えたものであるべきです。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。

※ 基本的人権の尊重につきましては、ご意見(No. 8)に対する市の考え方と同様です。

《ご意見(No. 14)》

素案の「全市域が要避難地域となった場合の避難住民の誘導」など、95～103頁の記述には多くの疑問があります。このような事態が起きる可能性は本当にあるのか、このような事態でも鉄道が正常に運転をしている状況にあるのか、避難に要する日数はどのくらいかかるのか、また、自衛官の避難住民の誘導に危険性はないのか、などです。これらのことについて、説得力のある記述をしてください。

《理由》

- 1 この事態は、着上陸侵攻(航空攻撃も起きている)が名古屋市で起きた場合を想定していると思われます。しかし、冷戦時代のような「古典的な戦争」が起きることはもはやありえません。国民保護法と同じ時期に閣議決定された「防衛計画の大綱」自体が「生起の可能性は低い」と断定しています。なぜ、国民保護法やそれに基づく政府の「基本指針」にこのような攻撃が第一番目の想定事態にされているのかに、私は大きな疑問をもっています。この点、納得のいく説明を記述してください。
- 2 この記述は、すべての鉄道が正常に運転していることが前提とされています。しかし、このような事態が起きたときには、「敵」の空爆や砲撃で鉄道によっては正常な運転ができない状況もあると考えるのが普通ではないでしょうか。このような場合には、どのような方法で避難住民を誘導するのかについての記述がありませんので、この計画は説得力がないものになっています。
- 3 「計画」であるならば、住民の避難に要する日数が具体的に示されるべきです。以前、鳥取県が2万6千人の住民を隣接県へバスで避難させるのに11日かかるというシミュレーションの結果を報告しました。かかる日数の長短が住民の生死を分けることにもなります。せめて鉄道が正常に運転していると仮定した場合には何日かかるのかの算定はできていないと計画とはいえないのではないのでしょうか。この点を明確に示してください。
- 4 避難住民の誘導を自衛官が行なうことは、住民が軍事目標への攻撃の巻き添えになる危険性があります。このことは、ジュネーブ条約追加第一議定書第48

ご意見に対する市の考え方

- 1 国民保護計画は、国民保護法に基づき作成するもので、万が一にも武力攻撃事態等に至ってしまった場合に、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を守るために作成するものです。全く起こり得ないものではない以上、その備えは必要であると考えています。
- 2 国の基本指針によりますと、着上陸侵攻に対しましては、船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも考えられるとされています。そのような状況に至り、国や県から必要な措置が指示された場合には、一人でも多くの住民の生命、身体及び財産を守るため、計画に基づき、必要な措置を実施しなければならないと考えています。
- 3 市国民保護計画素案では、避難住民の誘導について、市バス及び地下鉄の通常運行の確保に努めることや情報提供などにより、住民の自主避難を支援することとしています。避難手段も、鉄道による避難を原則とするほか、徒歩や自転車などによる避難も考えられます。避難住民がそれらのどの手段で避難するのかは、事態の緊急度や武力攻撃事態の状況等により大きく変化するものであると考えており、画一的な条件で避難に要する日数を計算することは不適切であると考えています。名古屋市は、計画素案に記載している方法等により、可能な限り多くの避難住民を誘導すべきと考えています。
- 4 ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。

条の「文民たる住民と戦闘員を常に区別する」という基本原則から逸脱することになります。自衛官による誘導はするべきではありません。昨年 11 月に福井県美浜原発で行なわれた「実動訓練」では、避難住民をのせたバスを銃座を付けた自衛隊の軽装甲機動車が先導していましたが、このような誘導は避難住民を戦闘の巻き添えにする危険をはらむもので、「国際人道法の実施の確保」を謳っている国民保護法第 9 条に反しています。

《ご意見(No. 15)》

名古屋市国民保護計画(案)ですが、私として異議があります。

第一に、戦争の防止を考えるべきです。国のやることだ、ではなく名古屋市としても、平和を守る姿勢を平和宣言、反核宣言などで、まず、公に示すべきです。まずは市が平和を守ることにエネルギーを使うべきでないでしょうか。

次に、防災は既にくり返し必要が言われていますが、名古屋市としての訓練や予算のかけ方も全くおざなりだと思います。むしろ、自然災害や地震対策を急ぐべき、それを市民と一体に進めない限り協力できません。(案)には、反対です。

《ご意見(No. 16)》

まずは、戦争をしない国づくり、世論づくりが重要と思います。

この保護計画は、市民を戦時体制に直にふれさせないようにするもの、それより地震、火災など防災を地域ぐるみでできる体制づくりにもっと力をそそぐべきではないでしょうか。

私は医療で働くものですが、目の前の患者や介護をほかっておいて自分だけ避難はできません。患者やベットにいる人をどうすれば良いのでしょうか。

医療従事者が動員されるということですが、目の前の患者さんほっておくのですか。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

※1 名古屋市では、昭和 38 年に市議会において議決された、平和都市宣言の理念に基づき行政運営を行っており、その考え方を、計画案作成時に掲載を予定していた前書に追加し、第 4 回名古屋市国民保護協議会に諮ります。

※2 地震、風水害等の自然災害に対する対策は、災害対策基本法や名古屋市地域防災計画などに基づき取り組みを進めております。

ご意見に対する市の考え方

1 市国民保護計画素案において、病院や福祉施設など、自力避難が困難な住民が入院し、又は滞在している施設における避難住民の誘導は、家族への引渡し、施設が保有する車両、バスや救急車等による運送など、それぞれの患者に応じた誘導を行うこととしています。

2 医療の実施の指示は、市が医療の実施を要請したにもかかわらず、正当な理由なく応じない医療関係者に対して行うものです。

※ 防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

《ご意見(No. 17)》

素案を読ませていただきました。疑問に思うことが何点かあります。

- 1 国民保護計画素案は、ホームページに、「万が一、武力攻撃などが発生した場合に備えるものであり、現在、何らかの兆候を得ているものではありません」と書かれていました。なぜ緊急の課題ではないものに税金を費やして取り組むのでしょうか？ 税金の無駄遣いだと思います。国に作れと言われたから名古屋市も作るということなののでしょうか？ それよりも、東海地震の対策をすることが大事だと思います。
- 2 核兵器の攻撃を受けたときの防護方法は笑えました。雨ガッパで被爆って防げるのですか？ ありえないと思います。
- 3 ジュネーブ条約の存在はご存知なののでしょうか？ この条約では、「戦時には住民と戦闘員を区別する」ことを基本としています。自衛隊が市民を誘導したら、どれが非戦闘員か分からなくなり、市民も攻撃の対象となってしまう。本気で市民を守ろうとしているなら、絶対この点は検討して欲しいです。

《ご意見(No. 18)》

日本には、戦争は二度としないことを誓った憲法9条があります。なのに、何故有事(戦争)を想定した備えなどするのか全く理解できません。それも、市民生活に責任を負う議会は通さず、任務の重い市職員には知らせずに作るなんて、実践性を感じません。核戦争の時代から考えても、全くマッチしない内容とみました。

3回の協議会を傍聴したが、有事(戦争)がテーマなのに、緊張感が一つもなかったのはどういうことでしょうか。「国策だから」と何の吟味もせず、淡々と押しすすめるとしたら大いに異議ありです。

戦争は話し合いで防げます。又はそうするべきです。

自然災害は待ったなし、最優先の課題です。今こそ、施政者と市民がいっしょになって、市民保護の名に値する防災対策を作って欲しいと切にお願いします。

ご意見に対する市の考え方

- 1 ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。
 - 2 ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。
 - 3 ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。
- ※ 防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

ご意見に対する市の考え方

- ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。
- ※ 防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

《ご意見(No. 19)》

現憲法の下で有事の法律があること自体納得できません。現憲法には思想・良心の自由、苦役を強制されない自由が保障されています。

国民保護の名のもとに戦争による危険な業務や自分の(私の)良心に反する戦争協力を強制しないで下さい。計画素案の中に「戦争協力は拒否できる。」ということを明記して頂きたい。

尚、外国からの武力攻撃は平和憲法を守り、諸外国と平和と友好の関係を結ぶことだと思っています。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 8)に対する市の考え方と同様です。

《ご意見(No. 20)》

戦争を前提とした保護計画は、平和憲法に全く矛盾いたします。

どのような戦争、攻撃を想定しておられるのですか市民に具体的に説明して下さい。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。また、市国民保護計画素案において対象としている事態は、武力攻撃事態として4類型(素案概要P. 2 参照)、緊急対処事態として4類型(素案概要P. 3 参照)です。

《ご意見(No. 21)》

1930年代から1940年代にかけて日中戦争、日米戦争を戦い、ともに敗れてその反省のもとに生まれた現行憲法下の60年間、国民保護はほぼ万全であったのですから、このような平和で安全な社会を維持発展させる政策を自治体も国家も採用するよう努力することが先決です。市長は法律に違反することはできないが、その裁量の範囲内で現行憲法を守るよう声を挙げていただきたいと思います。

ご意見に対する市の考え方

※ ご意見(No. 15)に対する市の考え方※1と同様です。

《ご意見(No. 22)》

- 1 市は、国民保護計画作成よりも、防災対策をもっと充実させて下さい。東海・東南海・南海が同時にくるかもしれないと言われていますが、それらに対する備えは大変おそまつなものです。税金を住民のために(安心して生活出来るために)使ってほしいです。水、食料の備蓄、簡易住宅、トイレ、救助体制、医療対策などです。被災地(外国を含め)の実態を学んで、市の対策案を早急につくって下さい。
- 2 武力攻撃災害など、市民をあおる言葉で一方的にこの計画を進めないでください。「いつどこからか攻めてくるかもしれない」など、まるで日本が戦争に巻き込まれるようなことをどうして自治体は計画にしなければならないのでしょうか。国がイラクに派兵したりして確かに敵にされる可能性も出て来たと思いますが、日本の憲法は戦争をしないとはっきり書かれています。政府の責任で、国民、市民が巻き込まれるかもしれないと一方的に動かされてはたまりません。

《ご意見(No. 23)》

名古屋市の「計画素案」を読んで、全ての「国民」が災害(地震、地すべりなど)に出会った時に、本当に保護できるのか疑問に思います。「171」で一人一人のその時の状況をつかみ知ることができるかどうか分かりにくいと思いますが、自衛隊の方々によって、どんな人でも、その災害状況から救い出す準備がなされているのですか。

むしろ、どこかの国を敵とみなし、戦争が起きることを想定し、戦うことを前提に「計画素案」を提出しているのではないのですか。それならば、この「計画素案」には「国民」が入っていないと思います。また「敵」―「味方」という見方には私たちが向かい合っている人々との愛情のない、対話のない(あるいは対話を拒否した)あり方であると思います。私たちは、戦争よりも対話を求めていくことが必要なのです。対話を求めて歩むことが「国民保護」なのではないのでしょうか。だから、災害の時のための救いの準備を十分にすること、戦争を行わないための対話の準備をすることを「計画素案」に盛り込んで下さい。

ご意見に対する市の考え方

- 1 国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。
- 2 ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

外交は、その責任を有する国において、必要な判断がなされるものと考えています。

なお、名古屋市では、昭和38年に市議会において議決された、平和都市宣言の理念に基づき行政運営を行っており、その考え方を、計画案作成時に掲載を予定していた前書に追加し、第4回名古屋市国民保護協議会に諮ります。

※1 「どこかの国を敵国とみなし」とのご意見につきましては、ご意見(No. 6)に対する市の考え方1※と同様です。

※2 「国民が入っていない」とのご意見につきまして、市国民保護計画素案は、国民保護法に基づき、万が一にも武力攻撃事態等に至ってまった場合に、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を守るため、市が実施する措置を記載したものです。

《ご意見(No. 24)》

「武力攻撃事態等に備えて」という設定自体に嘘猛々しいと思う。今日の日本は、民主主義を標榜しその充実へと努力しているし、また、世界の歴史の流れは確実にその方向へと向かっているのに、「武力攻撃に備えて・・・」との仮定は不自然である。自らが攻撃者となるという考えがあれば、その反攻撃としての事態は想定されるが、そんなことは世界的には許されることではない。

～ 中略 ～

世界平和への努力に力を入れることが日本の過去から学ぶことでもあるし、過去の世界・国民の犠牲者への償いでもある。

自治体として、「法」の具体化を強いられてきていることは良く分かるが、安易にそれへなびくのではなく、今こそ、自治体としてその地域に住む市民の真に命と暮らしを守る視点で、あらゆる手段を持って抵抗してほしい。さもないと、かつての国民総動員体制へと形づくられてしまう。

計画素案に一通り目を通させてもたったが、国民生活のあらゆる分野に亘り、この形作りには莫大な時間と財政が伴う。少なくとも、可能な限りこれへ掛けない努力が求められるべきである。

《ご意見(No. 25)》

計画の記載は下記のとおり具体的に。(ほんの一例。)

ある日、核ミサイル飛来。時間 5 分間(300秒)

ターゲット:名古屋市役所辺り。(名古屋市の中枢)

浴室に入る(鉛の衝立があればベスト)伏せる。木綿のシート(真白)で体をおおい、濡れタオルで鼻、口をおおう。(体はビニール袋に)

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

市国民保護計画素案では、第1章第7節第3項において、事態別の留意事項を記載しており、その中で、核兵器等、生物兵器、化学兵器を用いた攻撃(NBC 攻撃)の場合の対応につきまして、県国民保護計画で引用されている国の基本指針に記載された内容を、本市が国民保護措置を実施するにあたっての参考として記載しています。

《ご意見(No. 26)》

戦前にもどのような法律は、百害あるのみです。国民保護は名ばかりで、国民をしばるものでしかありません。

《ご意見(No. 27)》

今年9月1日に、「防災訓練」が東京で行なわれました。在日米軍と一体となった異様な訓練の報道を見ても、現在行われているイラク戦争の自衛隊の派兵の際に、空自は米軍兵の輸送等も行っており、現在は復興支援ではなく「参戦」であることをかくそうともしません。このような状況で計画される国民保護計画が国民を守るものではなく、海外で米軍がおこした戦争に協力する自衛隊にふりかかるものを有事として発動する戦争協力計画であるゆえに、この計画そのものに反対します。

《ご意見(No. 28)》

国の言われるままに、税金と労力を費やして名古屋市国民保護計画が作成されていますが、必要だとは思えません。

外国軍が上陸して攻めてくる事態が起きるとは考えられません。自衛隊が米軍に追従して他国を攻めていく事態は考えられますが、米国の世界支配のために自衛隊が米軍と一体化する日米軍の再編強化が成されつつあります。日本は再び戦争ができる国へと変わろうとしています。

国民保護法は、「国家総動員法」と同じ戦争協力態勢を作りのためのものです。住民が隣人を監視する体制作りです。

日本は、米軍の意向により、再び刃を他国に向けようとしています。そんな国の言うままに自治体も従うべきではありません。他国との人的文化的な交流を深めるべきです。そして、大地震や水害への対策に税金を使うべきです。地震の時に最も危険な原発からの脱却に知恵を回すべきです。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 8)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

- ※1 国民保護法の目的につきましては、ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。
- ※2 防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

《ご意見(No. 29)》

先般、私は『協議会』による『名古屋市国民保護計画素案』の検討中に「意見」を提出しました。それは、『協議会』での協議の過程での参考にするということでした。ところが実際には、それらの「意見」は協議会の委員に提示されどころか、集約もされていなかったことを後で知りました。住民の意見を求めるようなフリをしながら、すべてウソであったわけです。ほとんどあらかじめできあがっていて、異論には耳をかさないという『計画』の本性によるものと推量いたしますが、このような虚偽と無責任を内容とする『計画』を放置しえず、そのおり「意見」とほぼ同文のものを提出することにしました。

願わくは、良識ある委員において、いささかなりとも意見の本旨に対する理解が得られんことを。

～ 中略 ～

私は、以下の数点について、『計画』に明記されるべきことを求めます。

- 1 「総則」の「市の責務及び計画の位置づけ」の部分において、国による「対処の指示」及び県による「応急措置の実施」の指示に関して、国による「武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及びその認定の前提となった事実」に関しては、市独自の判断あるいは確認行為（異議申立を含む）がなされるべきことが明記されなければならない。

《理由》

事態の「認定」については国に〈預けわたす〉というのは、「自治」の本旨にもとるだけのことでありません。「敵」が攻めてこないのに〈狼がきた〉と大騒ぎすることは、住民の平穏な日常生活をデマによって破壊することであり、混乱と事故を誘発することは火を見ることよりも明らかではありませんか。市長からの、いくつかの「要請」案件にもかかわります。「認定」の独自性が明記されるべきです。

- 2 それと同時に、そのような事実認定、情報提供及び説明の責任の所在が明記されなければならない。いわゆる「備え」及び「国民保護措置の実施」にかかわる幾つかの項目において、住民に対する「啓発」あるいは「広報」の内容について審査する担当部署が設置されなければならない。

ご意見に対する市の考え方

名古屋市が国民保護計画素案を公表した7月18日以降、本市にお寄せいただいた素案に対するご意見につきましては、その一部を、10月6日以降、本市ホームページに掲載しています。また、9月11日から11月2日にかけて実施いたしました住民意見の募集は、名古屋市国民保護協議会における市国民保護計画素案の審議の過程において、住民の皆様から、その計画素案に対してご意見をいただくために実施したものです。

- 1 防衛は、国が責任を持って判断する事項であると考えています。名古屋市としては、責任ある国の判断に基づき、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護するため、必要な措置を実施していくこととしています。
- 2 市国民保護計画素案におきまして、名古屋市は、住民が国民保護措置の重要性を正しく認識し、措置の実施における必要な援助について協力を得られるよう、国民保護法及び市国民保護計画の内容について啓発を行うとしています。また、国民保護措置の実施におきましては、国民保護対策本部内に広報窓口を設置し、国民保護措置の実施状況について、適時かつ正確な情報を住民に提供することとしています。

《理由》

すべて判断は国まかせで、市は「責務」だけを負うというのは、実は〈一切責任を負わない〉ということになってしまうのではありませんか。デッチアゲの内容によって住民を動員しておきながら、後で「それは国の判断ですから市に責任はございません」ですましていいものでしょうか。居丈高に「啓発」しておきながら、問題があれば国のヨロイの陰に隠れてはなりません。「啓発」「広報」の内容に虚偽が含まれていたとき、その責任は自治体において全うされねばなりません。

- 3 さらに、「総則」を含む全体の構成に必要な部分において、「伝達」「指示」「啓発」などの一方性を是正し、事態の判断や情報内容にかかわる異論、対処方針・指示に対する異論や苦情に対応し、集約し解決する実務的なシステムを明示しなければなりません。

《理由》

この『計画』は、全体として『一方的』なトーンになっています。「基本的人権の尊重」が謳われているものの、「有事」の下での「協力要請」が強制とは異なるものであるならば、それを实际的に保証する機能を持つものでなければ、それは〈空語〉というほかありません。「協力」という表現が虚偽の言辞であるかどうか、まずこの『計画』において問われます。「国民の自由と権利」の制限は、「公正かつ適正な手続きの下で行う」「市が協力を強制することはない」と謳うならば、それを明確に「計画」化するのは当然のことでありましょう。

ご意見に対する市の考え方

- 3 名古屋市は、万が一にも武力攻撃事態等に至ってしまった場合に、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護するため、国民保護法等に基づき速やかに必要な措置を実施できるよう、国民保護計画を作成しているところです。また、市国民保護計画素案におきましては、国民保護対策本部設置時に、速やかに広聴体制を確立し広聴活動を実施することとしており、それにあわせて、住民に対し、適時かつ正確な情報を提供することとしています。

※ 市国民保護計画素案におきましては、国民保護法第5条の規定に基づき、基本的人権の尊重のため、「市は、国民保護措置の実施にあたり、国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、その制限は、国民保護措置を実施するために必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う」と記載しています。その記載を具体化するため、計画素案におきまして、例えば、特定物資の売渡しの要請や土地等の使用につきまして、その措置を実施する場合を限定列挙するなどの配慮をするとともに、「公正かつ適正な手続の下に行う」ため、法定されている手続を計画素案に明確に記載するなどの配慮も行っています。

《ご意見(No. 30)》

核攻撃でなく、ミサイル攻撃でなく、一般市民が避難できる攻撃を想定して詳細な国民保護計画を作成しても無意味である。

日本国民は他国民の「公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」(憲法前文)のであるから、避難計画は矛盾する。難しくても日本国憲法を徹底的に実現する意欲が脆弱化している。北朝鮮の核実験は国民の安全と生存にプラスになったか。マイナスになったであろう。アメリカの多くの家庭には銃がある。避難のときにも銃を持っていくだろう。市民の安全と生存にプラスになるだろうか。プラスにはならない。日本国憲法と共に60年を生きてきた日本。今なぜ国民保護計画をつくらなければならないか。憲法精神の劣化、脆弱化とその原因を追究することが先である。伊勢湾台風の時、名古屋市のある施設は遺体安置所になった。事前に台風を想定した「保護計画」をつくって、各方面へ周知されていたのではなかった。国民保護計画の真のねらいについては触れないが、ぼう大なマニュアルは、急変する現実にはほとんど役に立たない。国民の安全と生存に必要なものは国民保護計画(素案)ではない。

《ご意見(No. 31)》

- 1 名古屋市は、国民保護計画よりも地震対策の充実をはかるべきです。M8 クラスの東海地震が「いつ起きてもおかしくない」現在、名古屋市にしてもらいたい事は、地震・津波から名古屋市民を守るために万全の備えをする事。そのために税金と名古屋市職員のエネルギーを使ってほしいです。
- 2 外国の軍隊に武力攻撃を受けた場合、220 万人の名古屋市民はどこへ逃げるのでしょうか。鳥取県のシミュレーションでは 11 日、名古屋だったら 1,100 日かかるわけですね。避難するスペースもないですし避難することはできませんね。
- 3 核兵器による攻撃の防護方法一風上に行って手袋、帽子、雨ガッパをつけ、口や鼻をタオルでおおって保護する。こんな事で被爆を防げるなんてナンセンスです。
- 4 素案では、自衛隊が避難住民の誘導ができる事になっていますが、この誘導を行う自衛隊が敵の攻撃を受けた時、名古屋市民がその巻き添えになる危険があります。国際人道法であるジュネーブ条約では、戦時は住民と戦闘員を区別すると規定し、名古屋市民と自衛隊が一緒に行動する事を禁止しています。

ご意見に対する市の考え方

国民保護法において対象としている事態は、ご意見(No. 20)に対する市の考え方と同様です。

※ 市国民保護計画素案第 1 章第 3 節第 3 項におきまして、市国民保護計画の見直しについて記載しています。そこでは、毎年度定期的に、計画の記載内容を確認するほか、国における国民保護措置についての研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要に応じてその見直しを行うこととしています。さらに、第 2 章第 6 節第 2 項の記載により、国民保護措置の実施に必要な知識、技術の向上等のため、訓練を実施することとしています。

ご意見に対する市の考え方

- 1 国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)と同様です。防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。
- 2 ご意見(No. 6)に対する市の考え方 2 と同様です。
- 3 ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。
- 4 ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。

5 「国民保護法」は第二次世界大戦時の「国家総動員法」と同じです。「国家総動員法」によって国民みんなが戦争に協力するように強制されました。

「国民保護法」にも有事には「国民の自由と権利に制限を加える」と書いてあります。政府は「集会・表現の自由もあくまで公共の福祉に反しない範囲」と言って「有事には憲法を停止する」という考え方です。

だから、愛知県知事の命令で個人所有の土地や家屋でも強制的に利用することができ、商店等の物資も強制収用できます。これに応じないと処罰されます。

放送局は警報や避難の指示の放送が義務付けられて事実の確認をしないで政府の発表をそのまま放送することになります。戦前の大本営発表と同じです。

有事には財産権も言論・表現の自由も保障されません。国民保護法の名古屋市民の「避難訓練」は戦前の「銃後の守り」、隣組による「防空訓練」と同じだと思います。

6 外国からの武力攻撃は、平和憲法を守り、世界各国と平和と友好の関係を結ぶことによって避けるべきです。

ご意見に対する市の考え方

5 ご意見(No. 2)と同様です。

※1 国民保護措置の実施における基本的人権の尊重につきましては、ご意見(No. 8)に対する市の考え方と同様です。

※2 土地等の使用は、国民保護法第 82 条において、所有者等の同意により使用することになっており、正当な理由なく応じない場合に、同意に基づかずに使用できることとなっています。また、特定物資の収用は、同法第 81 条において、所有者等に売り渡しを要請し、正当な理由なく要請に応じない場合に収用できることとなっています。使用及び収用により損失が発生した場合は、同法第 159 条の規定に基づき、その損失を補償することとなっています。

※3 指定公共機関及び指定地方公共機関に関しましては、第 1 章第 4 節第 7 項において、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重について記載しています。

6 ご意見(No. 15)に対する市の考え方※1 と同様です。

《ご意見(No. 32)》

いわゆる有事が起きたとき、戦闘員である自衛隊員及び防衛庁の職員は、国民を守る為に、国民を巻き込まないように戦闘の最前線で奮闘、活躍してください。戦闘に都市を巻き込まないようにしてください。戦闘員である自衛隊員による避難住民の誘導は、日米対戦で起きた沖縄地上戦に見るまでもなく、避難住民を守るものではなく自衛隊員を守るものになり、大きな危険性を持つので行わないようにしてください。戦闘員である自衛隊員は、避難住民と別行動をとってください。また、都市が戦闘に巻き込まれた場合、その住む市民が避難する場所は確保されているのでしょうか。どこに行かされるのでしょうか。地下シェルターはあるのでしょうか。

《理由》

住民と戦闘員とを区別することを基本原則として、軍事目標への攻撃の巻き添えから住民を保護する事を定めているのが、文民保護を定めた、ジュネーブ条約追加議定書の第 48 条です。戦闘員たる自衛隊員が避難住民の誘導を行うことは、避難住民を更なる危険性に追いやることになりませんか。

～ 中略 ～

安全な避難場所を明確にしてください。なければ、早急に整備してください。

《ご意見(No. 33)》

名古屋市国民保護協議会の人達にお聞きします。貴方達は戦争を知っていますか。戦争を知らないで国民保護法を語る事ができますか？ 協議会の予算は幾等か知りませんがその金で協議会の会長松原市長を長に、五、六人で寝袋をもってイラクへ五日か一週間行って戦争を体験してきなさい。本当に市民の保護を心配するならそれが一番です。それを体験してから対策をしなさい。爆弾が落ちて来たら逃げる事はできません。道路がどうなるかバスや鉄道は動きません。誘導する人が生きていられますか。名古屋市民220万人の人を何処へ逃がすのか、水食料をどうするのか。大雨や津波なら高い所に行き治まったら帰って来たらいいが、爆弾は何処に落ちるのか解らないのに、どこへ逃がすのか。武力で平和は創れない。最も安全なのは自衛隊の基地、アメリカの基地をなくすことです。絶対に空襲はありません。それで浮いた金で教育・福祉に使ったらよほど国民の利益になります。話合いで戦争をしない事が一番国民を護る事です。

ご意見に対する市の考え方

自衛官による避難住民の誘導は、ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。また、避難先につきましては、ご意見(No. 6)に対する市の考え方 2 と同様です。

ご意見に対する市の考え方

弾道ミサイルが発射された場合は、国からの警報の発令により、屋内避難をしていただくことになります。

- ※1 避難住民の誘導につきましては、ご意見(No. 14)に対する市の考え方 2 と同様です
- ※2 避難先につきましては、ご意見(No. 6)に対する市の考え方 2 と同様です。
- ※3 避難した住民に対しましては、国からの指示により、国民保護法第 75 条の規定に基づき、避難先地域を管轄する都道府県知事(指定都市の場合は市長)が、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給などといった救援を実施することになります。市国民保護計画素案におきましては、本市が避難先地域となった場合の避難住民の救援につきまして、第 3 章第 6 節において記載しています。

《ご意見(No. 34)》

下記の理由によって名古屋市国民保護計画(素案)に反対します。

- 1 戦時には住民と戦闘員を区別するというジュネーブ条約の規定に違反していること。
- 2 広島、長崎に投下された原爆とは比較にならない現在の核兵器に対する防護方法は、きわめて非現実的であって、内政・外交政策によって、我が国が核戦争に巻き込まれないように最善を尽くすこと外、手段はない。

《ご意見(No. 35)》

国民保護法による名古屋市の市民保護計画(避難計画)は、現実性がなく馬鹿げていることは、今更あらためて言うまでもない。戦時中(60年前)の防火訓練を思い出す。

中央政府の言いなりになる体質も問題だが、市長以下市の担当者は、どうしてこんな無意味な計画を立てるのか? 日常の行政能力を疑われても仕方がない。

《ご意見(No. 36)》

第3回名古屋市国民保護協議会を傍聴に参りました。

正直に云って保護法は必要ないものです。どこの国が攻めてくるのですか。攻めてくる事を大前提としたものですね。

協議会委員約20名たった一人の発言、あとはだんまり、あれでは審議したと云えません。

私達はちゃんと見て参りました。保証人でもあります。市民が知らないうちに決めてします。絶対に許さない。とんでもないこと。

戦争には決して加担しないことを宣言します。憲法9条を守ることこそ市民を守ります。

ご意見に対する市の考え方

- 1 ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。
- 2 ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

- ※ 名古屋市国民保護協議会において、ご発言いただいた委員及びその内容は、名古屋市ホームページに議事の概要として掲載していますのでご確認ください。

《ご意見(No. 37)》

武力攻撃事態や核攻撃事態を想定すること自体、平和憲法を世界に広げるべき日本国民の崇高な意思に反します。

こんな計画は、中央議会で法案が成立したからと言って、あわてて計画をつくる必要はないので引きのばしていくべきです。

災害対策やその法制の市民へのPRはどれだけやられているのか、そのことと対比して力の配分を考えるべきです。

《ご意見(No. 38)》

- 1 自衛隊が避難住民を誘導するということは、自衛隊と住民とが一緒に行動することとなり、住民まで「敵」の攻撃を受けることとなるのでかえって危険です。
- 2 核兵器による攻撃を受けた時の防護方法「避難のときは、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパで外部被爆を防ぎ、口や鼻を汚染されていないタオル等で保護する」となっています。日本人の多くは広島、長崎の実態を知っているのに、こんな防護方法は全く無意味と分かる人ばかりです。
- 3 国民保護法は、有事には「国民の自由と権利に制限を加える。」と明記されており、戦前の「国家総動員法」を思い出させます。さらには、個人所有の土地や家屋も知事の命令で強制的に使用することができ、商店などの物資の強制収用が出来るなんて、まるで戦争中にやったことと同じです。

「名古屋市国民保護計画素案」では国民を保護することは出来ず、住民を戦争体制に巻き込むものです。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

- 1 ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。
- 2 ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。
- 3 ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。

※ 基本的人権の尊重につきましては、ご意見(No. 8)に対する市の考え方と同様です。

《ご意見(No. 39)》

名古屋市は「国民保護計画」を考える前に、憲法(九条)を守り、戦争をしない、平和な国を維持することに全力を尽くすべきです。現在の戦争は、ボタン1つで都市は壊滅状態になります。

- 1 避難住民の誘導をする自衛隊が敵の攻撃を受けた時、避難住民がその巻き添えになる。沖縄戦が教訓。ジュネーブ条約で禁止。
- 2 名古屋市民220万人の避難は本当に可能と思っているのですか。第二次世界大戦の経験者として、本当に「敵」が上陸して空襲になった場合、鉄道が正常に動くはずがありません。昔の竹ヤリ的思考方を住民に押しつけるべきではありません。住民の「避難訓練」は、昔の「防空訓練」「銃後の守り」を思い出させます。
- 3 核兵器による攻撃の防護方法はおかしい。本気でこういう方法を考えているとしたら、もう一度、広島、長崎に行って資料館で勉強してきてほしいと思います。
戦争になったらすべて終わり、そうならないように頑張らねばなりません。市は、地震対策、防災計画にさらに力を入れ、諸外国との友好を進めてください。

《ご意見(No. 40)》

名古屋市の「計画素案」では、外国の軍隊が上陸し、武力攻撃が行われた場合、鉄道とバスを利用して避難するとありますが、果たして、そのような時、鉄道が正常に動くのでしょうか。バスに至っては、普段でさえ、時間通りには運行出来ないというのがわれわれ利用者の常識であります。そのうえ、自力避難が困難な住民も多数いらっしゃることは間違いありません。その方々の避難誘導はどうされるのですか。たくさんの方が取り残されるのではありませんか。戦争を止めることは不可能ではありません。

ただし、自然災害の発生は止められません。名古屋市の努力の方向を、むしろこのことに万全の方策を求めるべきだと思います。そうして頂きたいと心から願います。

ご意見に対する市の考え方

- 1 ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。
- 2 ご意見(No. 14)に対する市の考え方2と同様です。
- 3 ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。

※ 防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。平和に対する取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※1と同様です。

ご意見に対する市の考え方

避難住民の誘導時における鉄道の運行につきましては、ご意見(No. 14)に対する市の考え方2と同様です。

市国民保護計画素案において、市が設置する病院や福祉施設など、自力避難が困難な住民が入院し、又は滞在している施設における避難住民の誘導は、家族への引渡し、施設が保有する車両、バスや救急車等による運送など、それぞれの患者に応じた誘導を行うこととしています。また、在宅の自力避難困難者につきましては、学区ごとに複数の市職員等で構成する伝達班を配置し、地域住民の自発的な協力を得ながら自力避難困難者の発見に努め、発見した自力避難困難者につきましては、巡回班として各区を巡回しているバスに乗車させ、避難中継場所等まで運送することとしています。

※ 防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

《ご意見(No. 41)》

素案に対する意見ですが、200 ページぐらいあるのですか？ どんなに、綿密に作ったとしても、これで万全ということはありませんよね。

韓国の避難訓練のニュースを見ましたが、あれは火薬爆発性の兵器で局地的な場合の対応らしいですね。

NBC 攻撃も想定するなら、国民 1 人 1 セット、原子力関連施設で使う防護服や防疫用マスクが必要です、1 町内 2・3 ヶ所のシェルターも作らなければ、戦争から国民を守れないでしょう。

市職員も、自分の命をかえり見ず市民を守る、そんな異常事態が政府の外交の失敗によってもたらされないよう上部へ働きかけて下さい。

市民に知らせるならば交通局の各区巡回対話のようにこまめにやって下さい。

《ご意見(No. 42)》

いま、北朝鮮の核実験を機に、軍事的な発動を意図する政府の動きが顕著になっています。

～ 中略 ～

いま、行政に求められているのは、戦争を前提とした市民動員ではなく、戦争の危機を防ぐさまざまな手段を精一杯尽くして国の平和を維持することにあります。それは市民と連携して英知を集め、外交的、つまり草の根の平和的行動を組織し、世界に向かって戦争をしない、武力行使をしないという力強い意思表示をしながら、平和的な話し合いによる解決の糸口を探索すべきではないでしょうか。核実験を口実にして国民保護計画の発動を企て、国民を臨戦態勢に誘導し、既成の事実化してしまうことに強い危惧を感じています。

この地方に大きな影響を持っている名古屋市は、政府に対して、この問題をあくまでも外交的手段によって、アジア諸国と協力し、平和的解決を図るよう最善の努力をするよう、政府に対して具申されるように期待します。

ご意見に対する市の考え方

名古屋市は、国民保護計画作成にあたり、平成 17 年度以降、区役所でのパンフレットの配布、広報なごやへの関連記事の掲載、ホームページの開設等、その普及啓発に努めています。また、市国民保護計画素案に対するご意見の募集にあたりましては、計画素案概要を区役所、区役所支所、消防署等に配付用として配置するだけではなく、その場で計画素案全編を閲覧できるよう、計画素案概要の各配付窓口に計画素案を閲覧用として配置し、ホームページにも掲載しました。さらに、ご意見の募集にあたりましては、各戸配布されている広報なごや 9 月号に募集記事を掲載したほか、市ホームページなどにおいても募集記事を掲載し、そのほか、市国民保護協議会の傍聴人数を可能な限り多く確保するなど、少しでも多くの住民の皆様に情報をお伝えできるよう、機会の確保に努めてまいりました。

なお、計画作成後の広報につきましては、今後具体的に検討していきますが、計画に基づき、住民が国民保護措置の重要性を正しく認識し、措置の実施における必要な援助について協力を得られるよう、国民保護法や国民保護計画の内容について啓発に努めていきます。

ご意見に対する市の考え方

※ ご意見(No. 23)に対する市の考え方と同様です

《ご意見(No. 43)》

私は、戦時中に体験したのと全く同様の、国民保護法といわれる主旨が忌まわしい。当時が連想されてなりません。名目こそ変わっても、混乱した状況の中では全く機能いたしません。只、命令、号令が喧しいだけ、市民は益々うろたえ立ち竦むばかりです。

現体制のままで十分発揮いたします。今後、消防局や自衛隊の方々の訓練されている立派な災害救助や一糸乱れぬ活躍を、現場で、TV等で拝見いたします。これ以上何を期待されますか。船頭多くて船は進まず。経費の無駄です。計画を作る必要はありません。

《ご意見(No. 44)》

『素案』読ませていただきました。戦争から、200万人以上の市民の生命・身体・財産を守ることなど出来っこない。子供でも分かることです。『素案』の前提がそもそも間違っているのです、作成にはご苦労されたことと御察しいたします。

「いや、そうではない。市民のためを思って真剣に考えて作った」と云われるのなら、こんな『素案』で市民が納得すると思われませんか。市民をまったく馬鹿にした『素案』だと、私は怒りを感じます。以下、私の意見を述べます。

- 1 国民保護計画などという荒唐無稽なことに使う時間、労力、お金があるのなら、いつ起きるかも知れない大震災対策の充実をはかるべきです。
- 2 名古屋市民にとって生命・財産に係わる重大な「計画」なら、なぜもっと周知徹底をしないのか。広報を見てない市民が悪いといわれるのですか。又、意見募集期間が～11月2日では短い。最低でも、6ヶ月は必要です。
- 3 市民との「話し合いの場」「懇談会」を設けて、直接市民の意見を聞いてください。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

- 1 国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。
- ※ 防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。
- 2 広報につきましては、ご意見(No. 41)に対する市の考え方と同様です。市国民保護計画素案に対するご意見の募集につきましては、計画素案の内容が200ページに及ぶこと等に鑑み、募集期間を約二ヶ月といたしました。
- ※ 名古屋市パブリックコメント制度要綱第4条第2項において、意見の提出期間は概ね1ヶ月以上と定められています。
- 3 市国民保護計画素案についての住民説明会につきましては、平成18年7月7日に開催された本会議において、市国民保護協議会の委員に、関係機関の代表者だけではなく各種団体の代表者や学識経験者が含まれていること、また、パブリックコメント制度を活用していくことなどを理由として、その開催に関する請願が不採択となっています。

《ご意見(No. 45)》

- 1 自衛官が避難住民を誘導するのはかえって危険です。名古屋市の「計画素案」では、自衛隊が避難住民の誘導ができることにしていますが、このことが、住民を危険な目に合わせることになります。自衛官が避難住民の誘導をすると、自衛官が敵の攻撃を受けたとき、避難住民がその巻き添えになる危険性があります。ですから「国際人道法」であるジュネーブ条約追加議定書(2004年の国会で批准)では、「戦時には住民と戦闘員を区別する」ことを基本原則と規定して、住民と戦闘員が一緒に行動する事を禁止しています。名古屋市の「計画素案」はジュネーブ条約に違反しています。本当に「国民を保護する」ための計画であるならば、自衛隊に避難住民の誘導をさせないようにするべきです。
- 2 名古屋市は国民保護計画よりも地震対策の充実を図るべきです。この意見の送り先が消防局防災部となっていますが、今、名古屋市にしてもらいたいことは、地震や津波などの自然災害から住民を守るために万全の備えをすることです。今ある防災計画をさらに充実させることに、税金と職員のエネルギーを使うべきです。

《ご意見(No. 46)》

この計画は、私達市民にとって何ら実効性のないものと考えます。例えば核兵器に対する防護法。名古屋港からの敵(日本政府は仮想敵国を想定しているのでしょうが)の上陸。私にはアメリカ位しか思いつきません。そして空襲。空襲時に鉄道、バスが運行中ということは考えられません。

この計画に携わっている方々に求めます。理性的、現実的に状況を把握、判断されますように。私共の税金で私達を縛るような理不尽なことが行われるのは許せません。

ご意見に対する市の考え方

- 1 ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。
- 2 国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

- ※1 核兵器等に対する防護方法につきましてはご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。仮想敵国につきましてはご意見(No. 6)に対する市の考え方 1※と同様です。
- ※2 空襲時における避難につきましては、計画素案において、「弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である」としており、その対応として、「攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する」とされています。そのため、国からのそのような避難措置の指示により、県知事から屋内避難が指示されるものと考えています。

《ご意見(No. 47)》

名古屋市は、国民保護計画(素案)をつくる前に、市民の生命・財産を本当に守るなら、少なくとも小学校区を単位にした住民に、想定される武力攻撃について、各々の安全対策確保の意見要望と、攻撃を受けない予防策の意見を聞く努力が必要ではありませんか。

《ご意見(No. 48)》

1945年のとき、私は国民学校最後の1年生でした。生まれてから8才(数えでした)迄戦争一色で、国家総動員法により、「欲しがりません勝つまでは」といった考えが、国のすみずみまでいきわたっていました。数年前、松代大本営を見学し、一夜にして命令が下り、村、学校とも引越しを命ぜられ、引越していった史実が語られたことを思い出しました。国民保護法は、国民を保護するというのは名ばかりで、「国民の自由と権利に制限を加える」と明記されていることから、戦前の国家総動員法の現代版である。このような事態が起きないよう、平和国家にすることを要求します。

《ご意見(No. 49)》

国民保護計画に反対します。理由は、この計画が、国民を保護するためではなく、国民を戦争に動員するためだからです。戦前の「国家総動員法」と同じ目的です。政府や名古屋市は、かつての悲惨な戦争に国民を巻き込もうとしているのですか。

平和は軍事力では決して実現できません。平和憲法を守り、世界中の国々と友好関係を深めることこそ平和への近道です。日本が進むべき道は『世界平和』の実現です。世界中の人々が力を合わせれば「世界の平和」は必ず実現できます。

《ご意見(No. 50)》

概要に武力攻撃事態等・・・と書かれていますが、どの国が攻撃して来るのでしょうか。私は日本を攻撃してくる国はないと思います。したがって、ここでいう国民保護法などという法は必要ないですし、反対です。憲法9条を守ることが国民を守ることだと思います。憲法9条を守ることが第1に考えて下さい。

ご意見に対する市の考え方

9月11日から11月2日にかけて実施いたしました、市国民保護計画素案に対する住民意見の募集は、名古屋市国民保護協議会における市国民保護計画素案の審議の過程において、住民の皆様から、その計画素案に対してご意見をいただくために実施したものです。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 8)に対する市の考え方と同様です。

※ 平和への取組みにつきましては、ご意見(No. 10)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。国民保護法の目的につきましては、ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

《ご意見(No. 51)》

1 NBC 攻撃について、素案中にいくつか言及されています。第1章－第7節－3－(5) (P18～P20)もそのひとつでしょう。国の作った基本指針の記載を転記しているようですが、その中の「1:核兵器等」では、「避難にあたっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制する」などと書かれています。これらは、条件によっては有効な場合がある対策と言えるかもしれません。ですが、「2:生物兵器」や「3:化学兵器」では、「1:核兵器等」ほどの具体的な対策はほとんど見当たりません。生物兵器や化学兵器に対しても「条件によっては有効な場合がある対策」はないのでしょうか。せめて「何もしないよりはマシ」程度の対策もないのでしょうか。本来なら、基本指針を作った「国」に申し上げなくてはならないことかもしれませんが、せっかく名古屋市が機会を作っていただいたので書かせていただきました。

2 第1章－第7節－1(P16)で、四つの武力攻撃事態について、市は「市国民保護計画の対象」にするそうですが、「1:着上陸侵攻」や「4:航空攻撃」は自衛隊や在日米軍などに防いでもらうにしても、「2:ゲリラや特殊部隊による攻撃」や「3:弾道ミサイル攻撃」は、自衛隊や在日米軍などで防ぎきれのでしょうか。もしも場合の市民保護を一生懸命考えていただくのはありがたいのですが、「どうすれば『できないこと』ができるようになるか」に知恵を絞るよりも、むしろ、どうすれば『できないこと』を起こさずに済ませられるか」を考えたほうがより現実的ではないでしょうか。

ご意見に対する市の考え方

- 1 市国民保護計画素案では、核兵器、生物兵器及び化学兵器による攻撃(NBC 攻撃)に伴う災害への対処につきまして、市は、応急措置として、退避の指示や警戒区域の設定、可能な範囲での原因物質の推定などを実施することとしています、生物兵器や化学兵器は、使用される物質の種類等により対応が異なることもありうることから、NBC 攻撃に伴う災害への対処は、原則として、国の基本的な方針を踏まえ、県知事からの必要な協力の要請に基づき実施することとしています。
- 2 防衛は、国の責任において判断される事項であり、ゲリラや特殊部隊による攻撃や弾道ミサイル攻撃そのものに対する対処も、国において必要な対応がなされるものと考えております。

《ご意見(No. 52)》

1 名古屋市は国民保護計画よりも地震対策の充実をはかるべきだ。

自然災害は、人間が努力しても避けることはできません。東海地方では M8 クラスの東海地震が「明日起きてもおかしくない」と言われています。また、東海、東南海、南海の三つの大地震が同時に起きる可能性もあると言われています。この意見の送り先が消防局防災部となっていますが、今、名古屋市にしてもらいたいことは、防災対策すなわち、地震や津波などの自然災害から住民を守るために万全の備えをすることです。そのため、今ある防災計画をさらに充実させることにこそ税金と職員のエネルギーを使うべきです。

外国からの武力攻撃は、平和憲法を守り、諸外国と平和な関係を結ぶことによって回避することができます。

憲法にも違反する疑いのある計画に税金を浪費することには反対です。ただちに中止するべきです。

2 名古屋市民 220 万人の避難は本当に可能なのですか。

外国の軍隊が名古屋港に上陸し、武力攻撃が起こった場合、全市民をどのように避難させるのでしょうか。

《ご意見(No. 53)》

この法案は武力攻撃事態等に対処するのが主要な目的となっていますが、武力攻撃に対処するとは、仮想敵国を想定しているということです。武力攻撃が予測されるに至った事態とは、今日の日米従属関係＝自主性のない従属国状態では、アメリカの判断即日本の判断となることは間違いありません。つまり、アメリカの先制攻撃戦争に自動的に巻き込まれるという事態を指すことは明らかなです。そうしたことを想定しての保護法は、戦前の国民精神総動員法を思い出さざるを得ません。

～ 中略 ～

アメリカの先制攻撃戦略に呼応して、日本を巻き込む戦争計画の一端を担う国民保護計画は、官僚の作成した机上のプランに過ぎません。市民の尊い税金をこのようなプランに使うことは無駄使いの最たるものと言えましょう。市民の生命・身体・財産を守ると言うのであれば、日本憲法に忠実に平和主義に徹することが、今何よりも大切ではないでしょうか。

ご意見に対する市の考え方

1 国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

2 ご意見(No. 14)に対する市の考え方 2と同様です。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

※ 仮想敵国につきましては、ご意見(No. 6)に対する市の考え方 1※と同様です。

《ご意見(No. 54)》

名古屋市の計画素案では、「状況に応じて自衛隊に対して避難住民の誘導を要請する」となっておりますが、このことは、かえって住民を危険な状況に追い込むことになりかねません。すなわち、避難住民を誘導する自衛隊が武力攻撃を受けたとき、避難住民が巻き添えになる危険性があります。国際人道法であるジュネーブ条約では、「戦いに参加している者は、常に民間人と戦争員を区別し、一般の人々とその財産を保障し、攻撃してはならない」と規定しています。これは、戦時には、住民と戦闘員がともに行動することを戒めているものです。したがって、名古屋市の計画素案は、ジュネーブ条約に違反している恐れがあります。本当に市民を保護するための計画であるならば、自衛隊に避難住民の誘導をさせるべきではありません。

さて、日本国政府は、国家財政の再建を先送りに、この国の未来を担う子供たちの世代にとてつもなく過大な負担を押し付けようとしています。この惨状と糊塗し国民の屍を踏みつけて切り抜けようとしている政府は、必要以上に戦争への恐怖を煽り、様々な戦争準備行為をすすめようとしています。その政府に屈して、戦前の竹槍戦法まがいの「絵に描いた餅」のようなペーパープランの作成に、職員の貴重な時間を割くべきではないと思います。

今こそ、来るべき東海・東南海・南海地震に備えて、220 万名古屋市民を守るため、家屋の耐震対策やライフラインの強化、災害弱者へのセーフネット、浜岡原発倒壊時の放射線防御対策、医療品備蓄等の災害時救急医療対策、避難所やシェルター建設のための先行投資など、防衛ではなく防災に関する危機管理対策に万全を期すべきときであると思います。

ご意見に対する市の考え方

自衛官による避難住民の誘導につきましてはご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。国民保護計画の作成につきましてはご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

※ 防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

《ご意見(No. 55)》

核兵器による攻撃が発生した場合、「素案」による防御方法では、放射能の被害から住民を保護することができません。p19 の記述は削除すべきです。

《理由》

素案p19 の核攻撃の避難にあたっての記述に、「雨ガッパ等によって外部被曝を抑制する」とあります。広島、長崎の被曝の実態を知っておられれば、放射線による被害がこのようなことで防ぐことができると、名古屋市が本気で考えておられるのではないと思います。この記述は、核攻撃はこの程度で防御できると国民に思いこませるための宣伝文としか考えられません。

10月28日の愛知県国民保護講演会において、私は、総務省消防庁国民保護運用室長に「名古屋市の素案のような方法で住民を保護できるのか」と質問しました。すると、室長は申しわけなさそうに、小さな声で「できません」と答え、「イージス艦を使ってミサイルを打ち落とす方法を研究中です」と説明されました。核兵器による攻撃がこの素案の記述のような方法では、防御できないとの総務省の見解ですので、p19 の記述は誤りですから削除してください。私はそのことを意見として申し述べます。

～ 以下略 ～

《ご意見(No. 56)》

国民保護計画と聞けば、いかにも国民を守るためのものと感じてしまいます。しかし、実際には、国外からの武力攻撃を想定した避難その他であって、本当に国民を守るためのものではありません。攻撃されることを前提とした「目には目を」という方法では、永久に争いの解決はなされません。

「有事」ばかりを考えるのではなく、国民が安心して健康に暮らせるようにするのが行政の役割ではないでしょうか？ 有事のために道路が使えなくなったり、個人の家が没収されたり、病院へ行けなくなったりすることは望みません。このような無駄なことにお金や時間をかけるのではなく、もっと、近隣の国と親しく友好関係を築くことに力を入れるべきではないでしょうか。そして、国民が健康に不安なく暮らせるような行政をお願いします。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。

- ※ 10月28日に、愛知県と名古屋市の共催で開催した国民保護法の講演会において、総務省消防庁国民保護運用室長は、「名古屋市の国民保護計画素案に記載されている核兵器等による攻撃の留意事項の記載内容で、核攻撃による被害を防げるか」という質問に対し、「核攻撃を事前に防ぐことは難しい」と回答したものです。そのうえで、最低限度としつつも、核攻撃による被害を防ぐため有効な方法であると回答したものです。

ご意見に対する市の考え方

国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。また、市国民保護計画素案では、第3章で、国民生活の安定に必要な措置を記載しています。その中で、武力攻撃災害が発生した場合、国民生活への影響を最小限とするため、水の安定供給、医療の確保、道路や橋梁等の適切な管理等について必要な措置を実施することとしています。

なお、平和に対する取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※1と同様です。

《ご意見(No. 57)》

国民保護計画は、2003年6月に制定された有事関連法の一つである国民保護法に基づいて制定されるものです。言うまでもなく、有事法制は、自衛隊や米軍が有事すなわち戦争事態に自在に行動できるための法と仕組みを構築するものです。

有事という中であっても軍事が最優先され、自治体、企業、住民がそれに協力される総動員体制をつくることには、大きな疑義があります。また、有事以前に、そのシステムを動かす訓練や世論づくりがされることにも大きな不安があります。国家公務員の約4割が自衛官という日本の軍事的な動向の中で、国民を動員するようなシステムに私たちの市が協力することには慎重でなければなりません。どこまでも、自治体がその自主性を確保すると共に、市民の自由と人権を侵害しないような制約をきちんと定めなければ、未来を誤ることになると言わざるを得ません。

- 1 国民保護計画は不要です。
- 2 作成する場合も、地方自治と基本的人権の保障が明記されなければなりません。

《ご意見(No. 58)》

国民保護計画素案を見てびっくりしました。計画は武力攻撃事態における国民保護とありますが、保護が必要な事態は天災・地変の時であり、天災は個人の力では避けることが出来ません。武力攻撃等、戦争状態にならないためには、外務省による平和外交が必要です。平時の外交努力によって地球上の平和が保たれます。戦時の状態を考えなくてはいけない様では外務省の存在の否定になります。是非外交努力によって平和な地球を保って下さい。また、テロの発生原因はアメリカによる殺人行為です。テロが発生しないように、国家による殺人をやめるように外交努力が必要です。

ご意見に対する市の考え方

- 1 国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。国民保護法の目的につきましては、ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。
- 2 ご意見(No. 8)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

平和への取組みにつきましては、ご意見(No. 23)に対する市の考え方と同様です。

《ご意見(No. 59)》

指定公共機関は、国、地方自治体などと協力して、「その業務について必要な措置を実施する責務を有する」とされています。テレビ・ラジオ局はほとんど「指定公共機関」になっていて、有事には警報、避難指示を「報道するよう努めなければならない」とされています。国民保護法第7条では、放送事業者には、言論その他表現の自由に「配慮」と書かれています。しかし、「保障する」とはなっていません。政府の国会答弁では「集会・表現の自由もあくまで公共の福祉に反しない範囲」としており、政府の指示により自由が制限される場合があるとしています。

～ 中略 ～

憲法で保障された言論の自由は、国民保護法においては「配慮」されるだけです。名古屋市の国民保護計画では、明確に「言論の自由は保障する」と明示していただきたい。

《ご意見(No. 60)》

素案には武力攻撃として、①着上陸侵攻(敵が本土へ上陸) ②ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃(空襲) の4つの類型が書かれています。しかし、①と④は、政府の防衛計画の大綱では「可能性は低い」といっています。そもそも、防衛計画の大綱は04年12月10日に閣議決定され、基本指針は04年12月14日に内閣官房で決定されたのです。4日間の差です。防衛計画で可能性が低いとされたものを、武力攻撃の類型の第一番に規定した基本指針がなぜできたのか非常に不可解です。

～ 中略 ～

誤りを裏付けるように、今年6月に発行された愛知県のリーフレットでは、着上陸侵攻は3番目のランクにされています。やはり愛知県もこのような攻撃を第一番目のランクにするのはおかしいのではないかと考えているようです。昨年から今年にかけて各地で行なわれた「実動訓練」でも、すべてゲリラ攻撃を想定したものになっています。

～ 中略 ～

着上陸侵攻と航空攻撃は削除するか、「生起の可能性は極めて低い」と明示してください。

ご意見に対する市の考え方

国民保護法第7条に、「放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由に特に配慮しなければならない」と規定されています。市国民保護計画素案におきましても、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重について記載していますが、ご意見の趣旨を踏まえ、計画素案に修正を加えて、第4回名古屋市国民保護協議会に諮ります。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 14)に対する市の考え方1と同様です。

《ご意見(No. 61)》

名古屋市は、国民保護計画作成よりも、防災対策の充実をはかるべきです
自然災害は人間が努力しても避けることができません。東海地方では、M8クラスの東海地震が明日起きてもおかしくないといわれています。また、東海、東南海、南海の三つの大地震が同時に起きる可能性もあるといわれています。

今、名古屋市にしてもらいたいことは、地震や津波などの自然災害から住民を守るために万全の態勢を整えることです。そのために、今ある防災計画をさらに充実させ、被害を最小限にとどめる対策に全力をつくしていただくことです。そのためにこそ税金と職員のエネルギーを使うべきです。

～ 中略 ～

外国からの武力攻撃は、国の内政や外交面で諸外国と平和と友好の方針でのぞむことによって、回避するべきものです。

《ご意見(No. 62)》

1 私は基本的にこの計画には反対します。

《理由》

この計画は、武力攻撃事態を前提とした計画であるが、武力攻撃事態を前提とする前に、国並びに名古屋市に、本当に「国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小とする」(名古屋市国民保護計画素案、第1章第1節より)意図があるならば、国及び名古屋市にはこのような事態を回避する努力をする義務があります。即ち、日本国憲法に依拠し、平和を求める外交努力に全力を尽くすべきです。

ご意見に対する市の考え方

※1 国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

※2 防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

ご意見に対する市の考え方

1 ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

2 第1章総則第3節「計画の性格等」の1-(1)①項に大きな矛盾があり、この計画が現実的ではないと考えます。この矛盾は総則以下、本計画全体が机上の空論とさせかねない性質のものと考えます。従って本計画の内容にも疑問を抱き賛成できません。

《理由》

上記、①では、国、県、名古屋市の国民保護計画に基づき、「自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、～」とあります。しかし、この計画が想定している武力攻撃事態の発生に伴う計画の実施を考えた場合、「国民保護計画素案」の関連記載事項を読む限り、事態発生の情報、それに対する実際の指示の流れは基本的には政府、県からの「指示待ち」となり「自ら」の実施はあり得ないこととなります。文章化し、フローチャート化すれば辻褄が合うようですが、非現実的であり、それどころか矛盾があるといわざるを得ません。とりわけこの国民保護計画で想定しているゲリラ・特殊部隊による攻撃、或いはミサイル攻撃のように予測不能な事態が発生した場合も国の指示を待つこととなり、国民の保護は確保されないことは明らかです。

3 国民保護計画素案は何故、武力攻撃事態として着上陸侵攻、航空攻撃を想定したのか。その根拠を示すべきです。非現実的事態を想定した計画を作り、計画全体の実施について一定の拘束力を持って市民の協力を求めることには反対します。

《理由》

国民保護計画が想定した上記2例については、政府自らが、その防衛計画の中で、これらの事態発生の可能性が低いことを認めていることは既に広く知られている事実です。この2例を挙げたことの根拠とねらいの明確な説明なしでは賛成しかねます。漠然と市民に危機感を抱かせ、その危機感に乗じて政府が国民を意のままに動かす、或いは動かす仕組みを作るということは、為政者が常に利用する常套手段なのです。

ご意見に対する市の考え方

2 国民保護法におきましては、警報の発令や避難の指示など、国や都道府県からの指示に基づき市町村が必要な措置を実施しなければならない事項を規定しています。その一方で、例えば、緊急通報の発令や退避の指示、警戒区域の設定といった、都道府県や市町村が、国の指示を待つことなく実施できる措置も規定しています。これは、市域内で突発的に武力攻撃災害が発生してしまったような場合に、都道府県知事が緊急通報を発令し、市町村長等が危険な区域を警戒区域として設定し、さらには退避の指示をして、その中にいる住民を危険な区域から退避させるという措置です。

その他、市国民保護計画素案では、救援の開始についても、状況に応じて、市長が救援を開始できる旨を記載しています(素案P. 107)。

3 国民保護法は、武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象として、その対処に必要な措置を規定しています。そのうち、武力攻撃事態として想定されている事態は、着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃であるとされています。

4 第1章総則第4節基本的人権の尊重の項について、拡大解釈による不当な権利制限を許す表現に異議を申し立てます。

《理由》

第1章第4節1項 — (1) ②「市は…その制限は国民保護措置を実施するために必要最小限のものとし…」としています。「必要最小限」を誰が、どのような判断基準に基づいて判断するのか明確ではない。先の戦時下における数多くの実態は、この点で幾多の言語に絶する自由と権利の圧迫があったことを示しています。国民保護法のいう「武力攻撃事態」の発生とは、即ち戦時下の状態でありませう。この項の「必要最小限」を明確にし、この判断基準と判断の主体者を明確にしない限り、過去の苦い経験を繰り返すことにつながるこの計画は認めがたいのです。

5 名古屋市国民保護計画素案ではこの計画が対象とする事態を定め、その対応について述べています。その中で、市が市民を避難させる事が不可能であることが読み取れる、或いは事態への対応が全く不十分で信頼しがたいものがあります。市民に対して気休めだけの計画は作らないでいただきたい。

《理由》

第1章第7節3項「事態別等の留意事項」の記述は、武力攻撃事態に対して国民を保護することが不可能に近く、避難させることすら困難を極めることが読み取れます。とりわけ(5)－①では核兵器による攻撃について詳述しているが、「汚染されていないタオルで口、鼻を保護する」「汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける」「手袋、帽子、雨ガッパの利用」などの記述は、読む人を啞然とさせるに十分です。攻撃を受けた際に「汚染されていないタオル」か否か、被害者は判断できるのでしょうか？「口」と「鼻」をタオルで保護することで被爆を免れるとお考えなのではしょうか？空論の感を免れないのです。備蓄された放射線防護服や安定ヨウ素剤などが混乱状態の現場にあって、入手できるとお考えなのではしょうか？一方では、ミサイルにせよ航空機によるものにせよ「攻撃目標を特定することはきわめて困難である」と書いています。つまり不可能だと認めているのです。このような非現実的な、殆ど荒唐無稽な計画には全く反対せざるを得ません。

ご意見に対する市の考え方

4 市国民保護計画素案におきましては、国民保護法第5条の規定に基づき、基本的人権の尊重のため、「市は、国民保護措置の実施にあたり、国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、その制限は、国民保護措置を実施するために必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う」と記載しています。その記載を具体化するため、計画素案におきまして、例えば、特定物資の売渡しの要請や土地等の使用につきまして、その措置を実施する場合を限定列挙するなどの配慮をするとともに、「公正かつ適正な手続の下に行う」ため、法定されている手続を計画素案に明確に記載するなどの配慮も行っています。

5 ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。

6 「名古屋国民保護計画素案」の中で示している「避難中継所」に「幹線道路に面しまたは近接した場所」を、また避難の方法として「鉄道沿線の避難住民の避難は原則として鉄道を利用する」としています。一方、武力攻撃事態とは戦争の事態でもあります。この計画で示している「避難中継所」並びに避難方法は、攻撃する側から考えるなら、幹線道路、鉄道はターゲットとしては最適なポイントで、危険度が非常に高い場所となるのが常です。これでは国民保護にも避難活動にも何ら寄与するところはありません。この案には同意できません。

《理由》 略

7 名古屋市国民保護計画素案に記載のある、自衛隊の参加、避難誘導には絶対反対です。

《理由》

言うまでも無く、ジュネーブ条約追加議定書は、「戦時には住民と戦闘員を区別する」ことを原則としており、これを日本が批准していることは名古屋市当局も承知のことと思います。この度の計画素案は全くこの点を見落としているとしか考えられません。自衛隊の参加は国民を保護するどころか、事態によっては国民を被害にさらす結果すら招きかねません。更に、武力攻撃事態が発生すれば、当然のことながら、自衛隊は武力攻撃事態そのものへの対処がその活動の中心になると思われます。この計画素案が自己矛盾を孕んでいる点で看過することは到底出来ません。

最後に、武力攻撃事態への対処は主として自衛隊があたるものと考えられますが、このような事態は戦時の事態であり、戦時にあっては高齢者を含めて弱者、市民は放置されることは当然予想されることです。これは、先の世界大戦時の沖縄を見るまでも無く、現在のイラク戦争をみてもその例は枚挙にいとまがありません。

改めて、国民保護計画の名で机上の計画を練るよりも、平和的な外交努力を重ねることで真の意味で国民保護を達成することの方が急務であることを名古屋市が認識し、実践的に県、国を動かしていくことが、そして世界に訴えかけていくことこそが誇り高い名古屋を作っていくことであると確信しております。

ご意見に対する市の考え方

6 ご意見(No. 14)に対する市の考え方 2 と同様です。

7 ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。

※ 高齢者等の自力避難困難者の避難誘導につきましては、ご意見(N o. 40)に対する市の考え方と同様です。

《ご意見(No. 63)》

- 1 万一、国民保護計画素案に記載の事態が発生したとき、異様に激高した市民が、在日外国人に不法行為を働く可能性が、この21世紀においても、残念ながら決してないとは言えないと思われる。誘導その他にあたる市職員、警察官らには、不法行為を働く可能性のある暴徒から「在日外国人を保護」するため、市として、予め教育・訓練しておく項目を設けるべきと思う。
- 2 第3章第5節13に、「警察官、海上保安官及び自衛官による誘導」を規定している。しかし、「誘導」は、これについての訓練を受け、その資格のある警察官、海上保安官に限定すべきである。(自衛官の場合、国際法的には軍人であり、ジュネーブ協定に照らせば、非戦闘員である市民にかえって被害を及ぼさせる結果を誘発しかねず、自衛官の誘導は許されないと思う。)
- 3 第3章第5節14で、「児童及び生徒については、複数の教職員により誘導」と規定している。しかし、「複数」など無理な規定であろう。「原則として複数の教職員により」くらいにしておくべきである。
- 4 第3章第6節4の「その物資を収用する」のところは、第6節3の記述に合わせ、「同意なくその物資を収用する」にすべきである。
- 5 なんと読んでみても、これが発生確率の高い地震災害に比べ優先すべき課題とは思われない。訓練等は、地震災害等、武力攻撃事態等よりはるかに発生確率が高いと考えられる災害を優先すべきで、いたずらに不安をあおる名古屋市国民保護計画に基づく訓練など絶対優先すべきでない。

読めば読むほど、この素案を実行するには、時間的、資源的に無理があると感ずる。恐らく、市民の避難一つをとりあげても、「最悪の事態」が発生すれば実行は出来まい。基本に立ち返り、国としてだけでなく、市や市長も、近隣諸国、その市民との友好善隣努力により、この素案のような事態の発生を少しでも避ける対策が要請される。今回の計画案策定に当たり、改めてこのことを強く心に刻んでいただきたいし、そのような方向での努力こそ、この名古屋市保護計画より優先されると信ずる。

以上をてらしあわせ、訓練など、無駄かつ不急である。やめてもらいたい。

ご意見に対する市の考え方

- 1 市国民保護計画素案第1章第4節「国民保護措置の実施に関し配慮する事項」としまして、第7項に「国際人道法の的確な実施」について記載していますが、ご意見の趣旨を踏まえ、計画素案に必要な修正加え、第4回名古屋市国民保護協議会に諮ります。
- 2 ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。
- 3 学校における児童及び生徒の避難誘導につきましては、児童及び生徒の安全な避難に配慮し、「複数の教職員により誘導する」こととしました。しかし、避難を誘導する児童及び生徒数が少ない場合など、必ずしも複数でなければならない状況ばかりではないことも考えられますことから、ご意見の趣旨に沿った記載に修正し、第4回名古屋市国民保護協議会に諮ります。
- 4 土地等の使用につきましては、国民保護法第82条第1項に、所有者等の“同意”を得て使用できると規定されており、同条第2項において、正当な理由なく“同意”が得られない場合に、“同意”を得ないで使用できると規定されています。また、特定物資の収用につきましては、国民保護法第81条第1項に、所有者に対して売渡しを“要請”できると規定されており、同条第2項において、その“要請”に正当な理由なく応じない場合に収用できると規定されています。その法上の規定の違いから、「正当な理由がなく要請に応じない場合、……収用する」と記載しています。
- 5 訓練の実施方法は、計画の作成後に具体的に検討していくこととなります。市国民保護計画素案において、名古屋市は、国民保護措置の実施に必要な知識、技術の向上等のために訓練を実施することとしており、国民保護計画をより実効性のあるものにするため、訓練は必要であると考えています。

《ご意見(No. 64)》

戦争する国づくりにつながるこの危険な計画には絶対反対です。国民を守るといのは、社会保障を充実させることではないですか？自衛官は憲法違反です。パブコメのことを知らない人が多いのに、意見がないと決めたやり方は卑怯です。もっと明らかにしてください、市民に!!

《ご意見(No. 65)》

国民保護法は、戦前の「国家総動員法」の現代版です。

前の戦争のとき、「戦争をするのは兵隊さんだけではない、国民みんながするのです。」と言われ、「国家総動員法」という法律ができて、戦争協力体制がつけられました。

国民保護法にも、有事においては、「国民の自由と権利に制限を加える」と明記されています。政府は「集会・表現の自由もあくまで公共の福祉に反しない範囲」といい、有事には憲法は停止するという考えです。ですから、個人所有の土地や家屋でも、知事の命令で強制的に使用することができ、商店などの物資の強制収用もできます。これに応じないと処罰されます。さらに、放送局は、警報や避難の指示の放送が義務づけられて、事実の確認をしないで政府の発表のままを放送することになります。有事には財産権も言論・表現の自由も保障されません。戦前の「国家総動員法」にも同じことが書かれています。

国民保護法には、住民の「避難訓練」をすると書かれています、これは昔の隣組による「防空訓練」と同じでないでしょうか。昔は「銃後の守り」といいましたが、今度は「平素の備え」といっているだけの違いです。

ご意見に対する市の考え方

国民保護計画の目的につきましてはご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。国民保護法等の広報につきましてはご意見(No. 41)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 2)と同様です。

- ※1 国民保護措置の実施における基本的人権の尊重につきましては、ご意見(No. 8)に対する市の考え方と同様です。
- ※2 土地等の使用や特定物資の収用につきましては、ご意見(No. 31)に対する市の考え方 5※2と同様です。
- ※3 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、ご意見(No. 31)に対する市の考え方 5※3と同様です。

《ご意見(No. 66)》

1 10月28日(土)愛知県国民保護講演会に参加した。「講演会は国民一人一人の危機管理意識を高める為に行うものです」とアナウンスがあった。この言葉が、すなわち国民保護計画の狙いを表している。住民の日常生活の中に、危機管理と称し、その訓練を通して、住民にありもしない危機感・不安感を煽って浸透させる事が目的である事を物語っている。これらは、60年以上前の「国家総動員法」の悪夢を蘇らせる。

～ 中略 ～

我々が危機感を持つべき相手は、仮想敵ではなく、国民を危険な方向へ誘導し巻き込もうとする政府であり、米国なのである。

～ 中略 ～

どうしても、仮想敵に備えると言うなら、ジュネーブ条約にある非武装都市宣言をすればよいのである。危機は回避するのが最善の策なのだから。

2 訓練実施に際しては、参加を強制しないのは勿論、自発的に参加するよう要請もしないと明示してもらいたい。要請は地域の空気によって強要になることが目に見えているからです。

3 講演での質問、「雨ガッパやマスクを着用、室内に待機とあるが、それで放射能を防げるのか」に対し、総務省の回答は、「核への防御は不可能」であった。私自身の祖母が広島の爆心地に居て、未だに消息不明であるし、母は一ヶ月その瓦礫の中を歩き回ったが、何もかも跡形もなかったのである。

住民が核に対してとれる方法はないのであるから、対処法の項目は削除して下さい。

ご意見に対する市の考え方

1 ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。

※ ジュネーブ条約第一追加議定書の「無防備地域」の宣言につきましては、国の見解によりますと、「当該地域の防衛に責任を有する当局、すなわち我が国においては、国において行われるべきものであり、地方公共団体がその宣言を行うことはできない」とされています。

2 市国民保護計画素案において、名古屋市は、国民保護措置の実施に必要な知識、技術の向上等のために訓練を実施することとしており、国民保護計画をより実効性のあるものにするため、訓練は必要であると考えています。具体的な訓練の実施方法は、計画の作成後に検討していくこととなりますが、その際は、住民の皆様に対しましても、その参加につきましてご協力をお願いしていくことを考えています。

3 核兵器等への対処にあたっての留意事項につきましては、ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。

※ 愛知県国民保護講演会での総務省消防庁国民保護運用室長の回答につきましては、ご意見(No. 55)に対する市の考え方※と同様です。

《ご意見(No. 67)》

名古屋港への軍事用艦船の入港を禁止してください。

名古屋市は、1963 年に平和都市宣言をしています。しかし、最近の名古屋港では、自衛艦(軍艦)、外国の軍艦が頻繁に入港しています。2005 年には自衛艦 14 隻、米軍の艦船 3 隻が入港しています。岸壁にはフェンスが張り巡らされ、監視カメラが設置され、立ち入りが制限されています。海はすべての人の共有物であるのに軍艦が入港するために、魚釣りの人さえも海岸に近づくことを制限しています。名古屋港はいつから軍港になったのでしょうか。平和な海を返してください。名古屋港の管理者は名古屋市長です。平和都市宣言の目的にそって、自衛艦、米軍艦船を問わず、すべての軍事用艦船の入港を認めない措置をとってください。

《ご意見(No. 68)》

核兵器による攻撃の防護方法についてはおよそばかげていますよね。核兵器で攻撃を受けたらかわし様がないのに、体を包むように保護して逃げるなどと、一体どこへ逃げるのですか。核兵器からは逃げようがないのです。広島、長崎へ行ったことがありますか。原爆資料館を見て勉強して来て下さい!! 現在の核兵器の威力はその比ではないと言われています。国民保護計画よりも、自然災害への対策を考えるべきです。外国からの武力攻撃は外交で回避するべし。これが本当の国民保護だと思います。

《ご意見(No. 69)》

B29 の戦闘機の下を逃げまわった体験を子供の頃に私は、今でもしっかり「戦争はいや」と思っています。

政府が定めた国民保護法にも、有事においては、「国民の自由と権利に制限を加える」と明記、又は有事には憲法を停止するという考え方です。ですから、国民の保護どころか、財産権も言論・表現の自由も保障されません。戦前の「国家総動員法」にも同じことが書かれていました。住民の「避難訓練」と称して、昔の防空訓練と同じだと思います。ですから、武力攻撃を受けた時はどうのこうのではなく、日本には世界に誇る平和憲法を守り、世界の人々と平和と友好を結ぶことの大切さを考えて下さい。

ご意見に対する市の考え方

※ 名古屋港への船舶の入港につきましては、名古屋港管理組合が、港湾法等に基づき、入港を許可するかどうか判断するものです。

ご意見に対する市の考え方

核兵器等への対処にあたっての留意事項につきましては、ご意見(No. 7)と同様です。国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 8)に対する市の考え方と同様です。

《ご意見(No. 70)》

国民に対しての国の基本施策は、「国民の生命の安全と財産の保全を確保する」ことです。又、国を動かす政治は国民の生活そのものです。このたび提案されている名古屋市国民保護計画(素案)は、国の基本の「国民の生命の安全と財産の保全を脅かす要素が絶対にあってはいけない」と断言します。

この国民の生命と財産の保護を守るための「政治のあるべき姿」「政策のあるべき姿」をよくご審議のうえ、この名古屋市国民保護計画(素案)に、その内容が折り込まれることを切望します。

《ご意見(No. 71)》

国民保護計画は、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護するための計画だということですが、では、名古屋市が具体的に武力攻撃に見舞われる場合はいかなる状況になるのか、もっと市民に知らせるべきです。

例えば、最も武力攻撃的となる場所は名古屋市内のどこどこにあるのか。そこには、どのような施設があり、武力攻撃により、周囲の住民にはどのような被害が想定されるのか。武力攻撃の的は、自衛隊の基地であったり、港であったりするであろうかと想像しますが、実際に名古屋市内や周辺にどのような危険があるのか、計画の作成に際して、具体的に明らかにしてほしいと思います。

～ 中略 ～

こうした計画作りを進めることが、実は軍事優先のしくみをつくりだし、武力事態やテロ攻撃などを引き起こす基を広げることになるのではないかと疑問です。国や県で決まったからといって、そのままの計画作りを進めるのではなく、名古屋市は、市民の命と生活を守るための対策をこそ進めて欲しいと思います。

その意味で、今必要な避難計画や救援の取り組みは、防災計画の拡充を基本にして、軍事的な色合いが一切ないものにしていただきたいと思います。そして、武力事態やテロ攻撃などに備えることが必要であるというのであれば、その前に事態が起こらないようにするために、攻撃対象となるような基地の撤去や名古屋港に核兵器を持ち込ませないための神戸方式の採用、非核(都市)宣言や無防備(都市)宣言の真剣な検討と採用こそが必要であると考えます。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

武力攻撃による被害想定など、防衛に関する事項は、防衛に関して責任を有する国において必要な検討が行われるものと考えています。

なお、市国民保護計画素案におきましては、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を守るため、警報等の伝達先として、学校、病院、駅、大規模集合住宅、大規模集客施設(大規模集客施設等)を定めることとしており、計画作成後、名称、所在地、連絡先など、警報等の伝達のために必要な事項を把握することとしています。また、武力攻撃事態等において、その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設などを生活関連等施設とし、その所在地などを、愛知県と連携して把握することとしています。

国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

- ※1 基地の撤去につきましては、ご意見(No. 4)に対する市の考え方と同様です。
- ※2 核の持ち込みにつきまして、日本は非核三原則を国是としています。
- ※3 名古屋市では、昭和38年に市議会において議決された平和都市宣言の理念に基づき、行政運営を行っています。
- ※4 ジュネーブ条約第一追加議定書の「無防備地域」の宣言につきましては、ご意見(No. 66)に対する市の考え方1※と同様です。

《ご意見(No. 72)》

- 1 名古屋市の人口は220万人ですが、この220万人をどのように、そして、どこに避難させるのでしょうか。道路や鉄道等の混乱が予想されます。
- 2 ボランティアということもいわれていますが、ボランティアに対して武力攻撃事態において死傷するようなことがあった場合の責任の所在はどうなりますか。自己責任ということですか？

《ご意見(No. 73)》

現行の警察・消防・救急等を整備すれば良いのではないかと考える。従って「名古屋市国民保護計画」を新たに制定する必要性を感じない。テロや戦争がおきてからの対策ではなく、起こさせない為の日常的な種々の努力こそが重要。

《ご意見(No. 74)》

- 1 名古屋市の「計画素案」では、自衛隊が避難住民の誘導ができることになっていますが、ジュネーブ条約に違反しているのではないのでしょうか？
- 2 外国の軍隊が名古屋港へ上陸し、武力攻撃が起こった場合、名古屋市民 220 万人の避難は本当に可能ですか？鉄道・バスなどで何日間位かかりますか？
- 3 核兵器による攻撃に対して防護できる方法なんてあるのですか？
- 4 戦前の「国家総動員法」のようになってしまっただけは困ります。「国が決めたことだから」と無批判に従うことはやめてもっと考えて下さい。
- 5 防災計画をさらに充実させることに力を注いでください。

ご意見に対する市の考え方

- 1 ご意見(No. 6)に対する市の考え方 2 と同様です。
- 2 市国民保護計画素案におきまして、第 3 章「国民保護措置の実施」にボランティアへの支援を記載しているのは、収容施設の管理及び運営、救援物資の受入れ、給与、供給及び貸与などといった救援の実施についてです。救援は、本市や他都市の避難住民を受け入れた場合に実施するものであり、武力攻撃が行われていない地域において実施するものであると考えています。

ご意見に対する市の考え方

国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。平和への取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※1 と同様です。

ご意見に対する市の考え方

- 1 ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。
- 2 ご意見(No. 14)に対する市の考え方 2 及び 3 と同様です。
- 3 ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。
- 4 ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。
- 5 ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2 と同様です。

《ご意見(No. 75)》

今回パブリックコメントを述べるにあたり、改めて「素案」を読み返し、まごうことない戦争立法であると痛感致しました。「素案 196 頁(197 頁は白紙につき)中に武力攻撃、NBC 攻撃(NBC 災害は除く)、・・・攻撃、攻撃・・・、兵器、弾道ミサイル発射etc、およそ自然災害とは全く縁のない文言が 563 回、それに対して自然災害に関する叙述は皆無。いつ起きても不思議でないと云われている東海、東南海、南海地震、或いは、三つが同時に起り得ることもあると識者が警告している巨大地震についても然り馬耳東風。172 頁に「避難住民等の生活安定等」の頁の(3)で各種保険料の減免等について「・・・名古屋市介護保険条例の定めるところにより、震災、風水害、火災等の災害の例に準じて、国等の動向を考慮しつつ状況に応じて・・・」の記述が一ヶ所あるだけで、これが自然災害に関するものでないことは日本語の通じる人であれば自明の理。要するに 100%武力攻撃対処法であり、戦時立法であることを云わざるを得ません。

鉄砲をかついた兵隊さんが、オイチニオイチニと攻め込んで来るものではありません。核戦争の時代に「高齢者、障害者等の自力避難困難者」ならずとも、どこへどう避難できるというのでしょうか。どんなに膨大なスペースを使い微に入り細にわたって論じられようと所詮はバーチャルな戦争ごっこシナリオの一部。かつて大日本帝国の軍部が竹槍、縄の火たたきと濡れむしろバケツリレーでじゅうたん爆撃に備えさせたのと 50 歩 100 歩ではないかと戦火を命からがら生き延びた私には思えてしまうのですが、皆様はこの「素案」が大いに市民の命綱となり得ると信じておいででしょうか。私は武力攻撃の口実を与えない平和・友好の外交方針に尽きると考えます。

皆様が私たち 220 万市民の「生命、身体及び財産の保護」というぬきさしならない、しかもこの上なく崇高な目標と私心のない気高い信念の具現を真に目指していただけるのであれば、世界遺産にとさえ嘱望されている「日本国憲法」をこそ外交の規範として実践するように国に対し、名古屋市の自治体として意思表示をされんことを要望申し上げます。

ご意見に対する市の考え方

- ※1 国民保護法の目的は、ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。
- ※2 避難先につきましては、ご意見(No. 6)に対する市の考え方2と同様です。

《ご意見(No. 76)》

- 1 国民保護計画は、万が一の武力攻撃に備えるためとありますが、具体的にどういった国、人、地域等から名古屋市民あるいは名古屋市に対して攻撃されることを想定しているのでしょうか。具体的に想定する国、人、地域等によって備える方法も変わってくると思われますので、具体的な想定内容を広く市民に明らかにしてください。
- 2 備えにあたっては、名古屋市民約 200 万人全員または全財産を保護する必要があると考えますが、その考えに間違いがないのか。一定の死者が出ることや被害がでることがやむをえないか。仮に全市民、財産を保護しようとするならば不可能と思われます。また、一定の死者や財産被害がやむを得ないとするならば、どういった人が死に、財産が破壊されても仕方ないとするのか、広く市民に明らかにしていただきたい。
- 3 国との連携も欠かせませんが、国とはどういった連絡体制をとることが現在できるのか。この前の北朝鮮からのミサイルが発射されるようだという時に、名古屋市にどういった連絡がくるようになっているのか。現在その体制がない場合、今後どうしていくのか。広く市民に明らかにしていただきたい。
- 4 備えあれば憂いなしという考え方がこの保護計画の根底にあると思われるが、可能性がゼロあるいは限りなくゼロに近い場合にも作成することが財政の効率執行の観点から必要であるのかについては疑問がありますので、そういった場合にはやめていただきたい。(その場合は議会で議論すること自体も効率執行の一定の弊害要因となりますが。)
- 5 可能性についてはゼロにはならないでしょうが、ゼロでないから備えるということであればきりがありません。東海大地震は明日あるいは 100 年以内の間は必ず起こるといわれていますし、市民の生命、財産を守ることが行政の役割でもあることからすれば、備えることはいいことだと思います。しかし、地震は自然災害ですが、武力攻撃は人的災害です。地震と同様に考えては「いけない」と考えます。

ご意見に対する市の考え方

- 1 ご意見(No. 6)に対する市の考え方 1※と同様です。
- 2 市は、万が一にも武力攻撃事態等に至ってしまった場合に、国民保護法や国民保護計画により、武力攻撃から、ひとりでも多くの住民の生命、身体及び財産を守るために必要な措置を実施するものです。
- 3 国民保護法及び市国民保護計画素案におきましては、国による警報の発令、国からの避難措置の指示や県知事による避難の指示、本市が実施する避難住民の誘導や救援における国等への要請、武力攻撃災害への対処における国等からの指示・要請について記載しています。
- 4 ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。
- 5 市国民保護計画素案におきましては、県域を越えた広域避難の必要性などといった、国民保護措置の特徴を踏まえつつ、発生してしまった災害への対処や救援につきましては、自然災害の場合に準じて行うこととしています。

《ご意見(No. 77)》

- 1 HPには、「国民保護法」について、「テロや武力攻撃から、皆さんの生命、身体及び財産を守ることなどを目的として国民保護法が成立しました。名古屋市は、この法律に基づき、武力攻撃事態等において、皆さんの生命、身体及び財産を守るため、国民の保護のための措置(国民保護措置)に関して、名古屋市国民保護計画素案を作成しました」と述べています。ではなぜ、テロや武力攻撃なるものが生まれるのか、当然のように解明もされていません。あるのは、法律に基づいてです。市民の生命、身体及び財産を守るのであれば、こうした事態が起きないためにいかに努力するか、このことを明らかにする必要があるのではないのでしょうか。国が決めたことを具体化することは、行政に関わる皆さんであれば当然かも知れません。しかし、すべて国が決めた法律に基づくだけでなく、名古屋市として、出来る、可能な、テロや武力攻撃をうけないための方策をぜひ考えていただきたい。
- 2 名古屋市民を避難させることが可能なかどうか、よくわかりません。仮に、名古屋港から敵国が上陸し侵攻したとします。どのように市民は避難できるのでしょうか。戦争では、瞬時の判断と敵国の狙いを見据えながらの対処が必要ではないのでしょうか。その点では、国の判断を受けながら、市民に指示をすることが多すぎるように感じます。同時に、戦争は、市民の避難が最優先ではなく軍事が第一優先です。戦争の進行に伴って、どのように市民が動けるのかという問題ではないのでしょうか。素案は、抽象的で理解できません。
- 3 核攻撃への対処の仕方は、被爆国として恥ずかしいとしか言いようのない内容では…。総則では、前書きで、「国民保護措置の実施にあたっての参考とするため、基本指針において記載されているNBC 攻撃の場合の対応について記載する」としかありません。どういう認識で書かれているのかさえわかりません。そもそも日本は世界で唯一の被爆国です。広島と長崎で61年前一発の原爆によって、それぞれ14万人、7万人、死滅しているのです。
～ 中略 ～
核攻撃は防ぎようがないのです。従って、1でご指摘しましたように、核攻撃されないようにするために、名古屋市としてどのようにするのか、政府に先立ってお考え下さい。唯一の道は、核兵器の廃絶しかありません。

ご意見に対する市の考え方

- 1 国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。平和への取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※1と同様です。
- 2 ご意見(No. 14)に対する市の考え方2と同様です。
- 3 ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。

《ご意見(No. 78)》

「武力攻撃」を想定したあらゆる計画に反対です。平和を希求している憲法の内容にも反する行政行為です。国民の生命・財産をまもるには平和を追求することです。武力想定にもとづいた計画自身相反することです。逆に、第二次大戦の国家総動員法を思わせる行為です。名古屋市は、平和宣言および非核平和都市宣言などで決意を示し、平和的な友好交流に力を注ぐべきです。国からの垂れ流し、主体性のない行政をやめるべきです。また、東南海沖地震が心配されています。世界では、地球温暖化による自然災害が大きくなってきています。自然災害への備えの方が重要ではありませんか。

～ 中略 ～

素案や「国民保護計画」自体に反対ですし、無駄な行政に時間と労力を費やすことは、真の行政改革とは逆行するものです。明確な反対を表明します。直ちに無意味な仕事をやめてください。

《ご意見(No. 79)》

名古屋市の「計画素案」では、自衛隊が避難住民の誘導ができることになっていますが、このことが、住民をかえって危険な目に合わせることになるのではないのでしょうか。戦時において、軍隊(自衛隊)が国民・住民を守らないというのは、多くの戦争の歴史が証明しています。従って、名古屋市は、戦時に備えることに力を注ぐのではなく、平和的な国際社会の構築へ向けてその力を注ぐ事を、一市民として要請します。

《ご意見(No. 80)》

このようなことに、費用と時間をかけるのは無駄です。「武力」から国民を守ろうとするのは現代では無駄です。その分「武力が使われないようにあらゆる努力をしてください」一度武力を使い始めると、收拾がつかなくなるのはこれまでの歴史が示しています。何の関係もない子供や、外国人まで巻き込んでしまうのが戦争です。もし、万一攻撃されるようなことがあっても、「あなたたちの奴隷になります」と言っても生きていたいのです。攻撃を受けないように日ごろの努力をしてください。それが国民を守ることにつながります。この分の費用を障害者の自立に当ててください。子供たちの安全のための費用に使ってください。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

※1 平和への取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※1と同様です。

※2 防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

ご意見に対する市の考え方

1 ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。

※ 平和への取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※1と同様です。

ご意見に対する市の考え方

※ ご意見(No. 23)に対する市の考え方と同様です。

《ご意見(No. 81)》

- 1 この素案について知っている人が少ない。もっと市民に内容を知らせるべきではないか。
- 2 保護計画を作成する協議会に自衛隊が迷彩服を着て参加しているようですが、計画は、まず一般国民が納得する内容であるべきです。昔の国家総動員法のように、軍主導のもとに国民が動員されるようにならないことを願っています。
- 3 核兵器による攻撃に対する防護方法も、広島、長崎の実状からみれば防げるものではないと思います。
- 4 一般国民(市民)が知らない間にどんどん計画が進められていくのは反対です。

《ご意見(No. 82)》

- 1 第1回市国民保護協議会資料[2-2]の(2)の認知度調査に於いて「法律の成立も内容も知っている」が3.5%となっている。「国民主権」の憲法下に於いて、これでは「国民主権」は不在であり、その上で計画を進められる事は強権ではないでしょうか。認知度向上に努められ後日報告下さい。
- 2 本当に国民(市民)の保護の立場に立たれるのであれば、本計画作成業務以上に、「平和憲法」を遵守し、市民が平和国家の下で暮らせるよう、「平和宣言都市」であり、核廃絶は世界の流れです。「非核宣言」し、平和憲法を守ってゆく事が日本の取るべき道である事を市民に情報提供して、地方政治から国政、世界へ発信してゆく業務を強力に推進して下さい。
- 3 戦前、戦中、国民は皆、戦争に反対した訳でなく、戦争を率先して支えた人たちもいたのです、そのような庶民を生み出さない組織とする事を厳守して下さい。

ご意見に対する市の考え方

- 1 ご意見(No. 41)に対する市の考え方と同様です。
- 2 ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。
- 3 ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。
- 4 1と同様です。

ご意見に対する市の考え方

- 1 ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

※1 名古屋市は、平成17年6月から7月にかけて、国民保護法に関する市民アンケートを実施しました。その中で、「国民保護法について、あなたはご存知ですか」とお尋ねしたところ、法律の成立を知っているが内容は知らないと回答した方が38.2%、法律の成立を知っており、内容も多少知っていると回答した方が18.9%、法律が成立したことも内容も知っていると回答した方が3.5%となりました。(詳細をご覧になりたい方は、名古屋市ホームページをご覧ください。)

※2 国民保護法に関する広報は、ご意見(No. 41)と同様です。

- 2 ご意見(No. 15)に対する市の考え方※1と同様です。
- 3 ご意見(No. 8)に対する市の考え方と同様です。

《ご意見(No. 83)》

国民保護計画を作成することは、そもそも、テロに対してその脅威をあおる世論誘導を目的にしているような気がします。テロリストが作られることや、テロが起きるには必ず理由があるはずです。その多くは、真自由主義政策への反発ではないかと推測されます。一部の人への富が集中する社会のあり方を変えていくことこそ、力をそそいだり、平和的な外交によって解決の糸口をさぐるべきではないでしょうか。計画策定にエネルギーやお金を使うのではなく、自然災害や環境問題、国民のくらしに係わる分野へ税金を使うべきではないかと思います。

《ご意見(No. 84)》

200 万市民を短時間に避難させる計画など絵に描いた餅、無駄な計画に血税を使うのではなく、自治体としてできる平和外交を推進すること。また、自然災害や自然を守るとりくみに税金を使え。

《ご意見(No. 85)》

このような非現実的な計画を一体誰が考えたのか。そんなことをしている暇があるのなら、防災計画を充実すべきだと思う。子どもや老人など弱い人々が被害にあうことを考えるのなら、いかに戦争を防ぐかということをもっと真剣に議論すべきである。地震と違って、戦争は人間が起こすものであり、回避することが可能なはずである。

《ご意見(No. 86)》

名古屋市の「計画素案」では、自衛隊が避難住民の誘導ができることになっていますが、このことが、住民をかえって危険な目にあわせることになります。つまり、避難住民の誘導をする自衛隊が敵の攻撃を受けたとき、避難住民がその巻き添えになる可能性があります。「国際人道法」であるジュネーブ条約では、「戦時には住民と戦闘員を区別する」ことを基本原則として規定して、住民と戦闘員が一緒に行動することを禁止しています。ですから、名古屋市の「計画素案」はジュネーブ条約に違反しています。本当に「国民を保護する」ための計画であるならば、自衛隊に避難住民の誘導をさせないようにするべきです。

ご意見に対する市の考え方

国民保護法の目的につきましては、ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。

※ 平和への取組みにつきましては、ご意見(No. 23)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

※1 平和への取組みにつきましては、ご意見(No. 23)と同様です。

※2 防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

ご意見に対する市の考え方

国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。

《ご意見(No. 87)》

住民の生命及び財産にかかわる重大な問題についてのパブリックコメント募集のあり方についてですが、名古屋市では、2か月弱の募集期間(平成18年9月11日(月)から平成18年11月2日(木)まで)を設けており、他市に比べれば多少長めの期間設定ではありますが、市民が日々の生活に追われながら検討するには、インターネットに接続できない市民は素案全文を入手して検討することも困難であることや、住民説明会の開催もないため、素案の内容の理解も容易ではないことなど、十分な市民参加が保障されているとはとても認められません。

～ 中略 ～

今回の意見募集のあり方は極めて不十分と言わざるを得ません。

真に大都市名古屋の住民の戦時避難をはかるのが本案であるならば、その策定段階から十分に市民への説明責任を果たし、市民参加を十分に保障して進めなくては、国民保護の実効は果たせるものではないでしょう。しかも、この自治体における国民保護計画策定には、議会の議決を要しないという看過できない問題があり、その意味でも、策定過程での市民参加の保障は慎重に扱われなければならないはずです。

～ 中略 ～

議会の議決を要せず、たった1年の間に数回の協議会を開催して決定するという手続き自体が、地方自治及び憲法に保障された適正手続きに反します。また、住民の代表で構成されるチェック機関たる議会で十分な審議がされなければ、真のシビリアンコントロールとは言えず、国からのトップダウンにより安易に有事体制がつくられてしまい、また、有事に住民、自治体は簡単に利用され、排除の対象となるのみです。議会での十分な審議を行うよう求めます。このような点からも、国民保護協議会の開催は、事前に十分周知し、また、今年度中の策定と期限を設けず、住民説明や意見の募集を繰り返すことを含め、十分な審議をすべきです。国民保護計画を本年度中につくらなければならない法的根拠はありません。国がそのように希望しているだけです。

～ 中略 ～

政府は戦争、テロ攻撃という極めて政治的、人為的な事態を、あたかも自然災害への備えの必要と同じように説明しています。しかし、防災計画が想定している自然災害は、予測ができず防ぐことは困難ですが、戦争災害は人為的なものです。

ご意見に対する市の考え方

パブリックコメントの広報につきましてはご意見(No. 41)に対する市の考え方と同様です。

国民保護計画の作成につきましては、国民保護法に規定されている手続に基づき行っています。また、議会の審議につきましても、平成18年8月29日に開催した都市消防委員会において、国民保護計画素案についてご審議いただいたところです。

なお、武力攻撃事態等といった緊急時に、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を守るとは自治体の責務であると考えております。市としては、国民保護法に基づき、速やかに計画を作成すべきと考えています。

から、防ぐ努力は可能です。それにも関わらず、戦争災害を未然に防ぐ努力を怠り、平和主義の憲法を掲げながら有事の準備をするという行為は、諸国、諸勢力に敵対するものと受け取られます。自然災害に対する防災計画や避難訓練は必要ですが、戦争災害を想定しての体制づくりはあってはならず、憲法に反します。

～ 中略 ～

真剣に攻撃を想定し、住民を保護しようとするのであれば、攻撃対象となる当市の自衛隊の基地や近隣市町村の同様の施設の撤去を即座に国に要請すべきです。その日程を盛り込む必要があります。特に小牧基地は、イラクへの自衛隊派兵と関係し、重要な役割を担い、今後もその機能強化が計画されていることから、ますます敵視される状況にあり、この状況を解消することが、国民保護計画上也優先されるものと考えます。

また、真剣に攻撃を想定するのであれば、浜岡原子力発電所や、北陸の原発群の存在を無視することはできません。

～ 中略 ～

原子力発電所の被災による影響からは逃れようがなく、また、永年にわたって深刻な被害を受け続けることとなります。国民保護計画を立てて、仮に避難がある程度できたとしても、帰ってくるべきまちが汚染されて住むことができなくなってしまうのでは意味がありません。原子力関連施設の撤去に向けての取り組みこそ、国民保護計画に書き込むべきです。

名古屋市国民保護計画素案 p.18,19 の「第1章 総則 第7節 市国民保護計画が対象とする事態」の「3 事態別等の留意事項 (5) NBC 攻撃」において、核兵器等による攻撃の場合、『避難にあたっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する』との記載がありますが、去る10月28日に開催された愛知県国民保護講演会での講師である総務省国民保護運用室長は、会場からの「核攻撃の防御は 雨ガッパ、タオルで本当にできるのか」との質問に「できません。イージス艦を使ってミサイルを打ち落とすことを研究している」とお答えになったとうかがいました。気休め程度に、雨ガッパ、タオルを使用することを書いて済ませていることは、とても住民の生命を守ろうとする真剣な計画とは思われません。政府の指針に基づいて本案を作成されたためかもしれませんが、第一義的に住民の生命及び財産を守る責務を有する名古屋市として、こ

ご意見に対する市の考え方

国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。また、自衛隊の基地や関連施設の配置は、ご意見(No. 4)に対する市の考え方と同様です。

原子力関連施設につきましては、国と関係自治体により判断されるものであり、計画中にご指摘のような記載をすることは、不適切であると考えています。

核兵器等への対処にあたっての留意事項につきましては、ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。

※ 10月28日に、愛知県と名古屋市の共催により開催した国民保護講演会での総務省消防庁国民保護運用室長の回答につきましては、ご意見(No. 55)に対する市の考え方※と同様です。

のような無責任な指針を自治体に示してくる政府に対して、毅然と問題提起をすべきですし、名古屋市はその責において、このような無責任な記載をしてはなりません。

さらに、名古屋市は、豊かな生態系を育む森林、海や川の恩恵を受けています。このような自然環境が有事の下、汚染されたり、軍事施設や避難のための施設等に簡単に改変・利用されないようにするには、有事を呼び込まない、加担しない、拒否するまちづくりを進めることしか真の方策はありません。有事協力体制を整える国民保護計画づくりではなく、ジュネーブ条約に基づく無防備地域宣言を行うことができるよう、時間をかけて軍事施設の撤去、非戦のまちづくりをすることしかありません。そのためのプログラムを本計画案に書き込んでください。

名古屋市国民保護計画素案 p.120 の「第 3 章 国民保護措置の実施 第 5 節 避難住民の誘導等」の「13 関係機関との連携 (2) 海上保安官及び自衛官による避難住民の誘導の要請」に、市長は「自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請する」と書かれていますが、自衛隊派遣等は要請をしないことを明記していただきたいと思います。

～ 中略 ～

さらに、名古屋市国民保護計画素案 p.98 の「第 3 章 国民保護措置の実施 第 5 節 避難住民の誘導等」の「5 全市域が要避難地域となった場合の避難住民の誘導 (8) 動物の保護等」では、大型家庭動物は避難バスに乗ることができないと書かれていますが、大型動物と一緒に避難できないとすると、自家用車で避難する世帯が増え、一層の混乱をもたらすことは想像に難くありません。自家用車で避難によって混乱が生じないよう、本計画を立てていらいっしょなことで矛盾します。そうでなければ、大型動物は、置き去りにするのか、置き去りにするだけでは人間にとって危険だからといって収容及び処分してしまうのか、また、そもそも大型動物を飼わないように名古屋市が日頃から推奨するのか、いずれにしても動物愛護法の観点からも問題はないのでしょうか。『その他、避難住民の誘導にあたっての動物の保護等については、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」(環境省、農林水産省)に基づくものとする。』とありますが、この国の通知がどのようなものかわかりません。この通知全文を計画案に付し、具体的に説明をしてください。

ご意見に対する市の考え方

ジュネーブ条約第一追加議定書の「無防備地域」の宣言につきましては、ご意見 (No. 66) に対する市の考え方※と同様です。

自衛隊員による避難住民の誘導につきましては、ご意見 (No. 1) に対する市の考え方と同様です。

県国民保護計画によりますと、住民の避難は鉄道によることを原則としています。市は、その原則を踏まえ、自力避難が可能な住民について、市バスや地下鉄の通常運行に努めるなどにより自主的な避難を支援し、自力避難が困難な住民については、避難住民運送用バスにより、区内の避難中継場所から最寄りの鉄道駅等まで、バスによる運送を実施することとしています。

避難住民運送用バスは、自力避難困難者を運送することが主な目的であり、また、最寄りの鉄道駅等までの運送であることから、補助犬を除き、大型の家庭用動物は、原則として乗車できないこととしました。

自家用車による避難につきましては、市バス及び地下鉄の通常運行に努めていることや、警察により交通規制が行われていることなどを周知しながら、自動車以外の手段による避難を呼びかけることとしています。

なお、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」とは、平成 17 年 8 月 31 日付、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課から、都道府県国民保護法制担当部局あてに送付された、同名称の事務連絡のことです。(詳細は、市ホームページをご覧ください。)

～ 中略 ～

このように、避難のこと始め、現実的で具体的な措置が本案には示されていません。それが示されなければ、この計画が妥当なものなのか、本当に機能するのかわかりません。既に述べましたように、攻撃や被害を具体的に想定し、それへの対処をひとつひとつ検討するようなことは大きく税金と時間を損なうことで、また、仮にそれを行ったとしても、有事の際にどれほど有効に機能するのでしょうか。戦争になれば、安全な避難場所というものはありません。具体性に乏しく現実に効果ののぞめない、また、策定して臨戦体制をとることによって危険を招く国民保護計画策定に税金とおかねを投入することはやめて、防災計画の充実や、公共施設の耐震化を最優先に取り組むべきです。

加えて、本年 7 月 5 日に北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)が「ミサイルの発射」を行ったとの情報があつた際、名古屋市は、危機管理計画に基づき、危機管理対策本部幹事会を開くという対応をとったことが報道されました。また、『名古屋市で有事が起きた際には災害対策基本法に基づき、市長を本部長とした災害対策本部が設置される。(毎日新聞 2006 年 7 月 6 日)』とも伝えられました。また、愛知県は既に国民保護計画を策定しているにもかかわらず、今回の事態に当たって、やはり災害対策基本法に基づき対応をしたことも伝えられました。つまり、今回のような事態においては、災害対策基本法で対応できるということです。そうであれば、国民保護計画の策定の必要は全くありませんので、税金のムダ遣いです。

～ 中略 ～

今後、市町村で国民保護計画策定が進むことにより、一層臨戦態勢が増強され、「大本営発表」により、自治体、住民が簡単に戦争に巻き込まれるおそれが増大します。

～ 中略 ～

名古屋市としても、互いに脅威を煽る軍事的行為、核開発行為のすべてに反対し、平和を求めて行動することが、住民の生命を守ることの基本です。本案におきましても、非核及び非戦の決意の宣言を明確に書き込んでください。

～ 中略 ～

また、国民保護法・国民保護計画に関する「啓発」は、「敵」を想定し、有事への対応を「啓発」するもので、敵愾心を煽り、人種、民族、宗教等のちがいによる差

ご意見に対する市の考え方

国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。

※ 防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

国民保護法は、武力攻撃事態等において、関係機関が実施する措置を定めたものであり、災害対策基本法は、自然災害等の発生時において、関係機関等が実施する措置を定めたものです。

なお、市国民保護計画素案の記載では、原則として、国が武力攻撃事態等対策本部を設置することにより、市は、状況に応じて、国民保護計画に基づき必要な措置を実施することとしています。そのため、それまでの間は、本市危機管理対策本部で、危機管理計画等に基づき必要な措置を実施することになります。また、具体的な災害が発生したような場合は、その災害を国が武力攻撃事態等の認定の前提とした場合は国民保護措置を、そうでない場合は災害対策基本法等に基づく措置を実施することになります。これは、発生した災害に応じて、措置の内容を明確に区別するために整理しているものです。

平和への取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※1と同様です。

別を助長させることにつながるおそれが高いものです。有事関連の啓発は行ってほしくありません。それよりも、名古屋市は、人権教育及び啓発に力を注いでください。

～ 以下略 ～

《ご意見(No. 88)》

「武力攻撃災害」という用語が素案の各所で使われていますが、私は強い違和感をもちます。政府がこのような用語を使う意図は、戦争を地震など自然災害と同じように避けられないのだと、国民に思わせようとしているからです。名古屋市はこの用語を使わないようにすべきです。

武力攻撃すなわち戦争による被害と、自然災害による被害は本質的に異なります。決して、同一視するような表現を使うべきではありません。「戦争は避けられない」という考えは大変危険で、そこには、国の内政や外交努力によって、戦争を回避しようとする発想が成立しなくなってしまう。

～ 中略 ～

今年の9月1日の「防災の日」、東京では2890人の自衛隊が出動し、在日米軍と一体となって大がかりな「防災訓練」が行われました。それは、「防災」というよりは、国民保護計画にもとづく「戦時訓練」そのものでした。また、北海道の苫小牧で行なわれた「実動訓練」でも午前中は国民保護法の訓練でしたが、午後は防災の避難訓練が行われました。地震も戦争も区別をしないのが国の方針なのでしょう。

名古屋市では、たとえ国民保護計画が作成されたとしても、このような「実動訓練」は絶対しないでください。

～ 以下略 ～

ご意見に対する市の考え方

啓発につきましては、ご意見(No. 2)に対する市の考え方※3と同様です。

ご意見に対する市の考え方

国民保護法において、「武力攻撃災害」とは、「武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう」と明確に記載されています。また、市国民保護計画においても、用語集において、その定義を明確に記載する予定です。

訓練につきましては、ご意見(No. 63)に対する市の考え方 5と同様です。

《ご意見(No. 89)》

「素案」105 頁の「自力避難が困難な住民の誘導」は、これでよいのでしょうか。施設に属さない対象者はどうなるのでしょうか。名古屋市全域が避難の対象になるような事態にも対応できるのでしょうか。

《理由》

障害者、高齢者、病弱者の避難誘導は、素案によると「原則として避難は施設単位で行なう」となっています。施設に属さない対象者はどうするのか書いてありません。このような人も多数います。「施設」は、避難を必要とする住民の人数、運送手段を市長に報告することになっていますが、市長が輸送手段の確保ができないときは、県知事、県警などに協力を要請するとなっています。しかし、車椅子の人や担架の人を輸送できる車は十分あるのでしょうか。名古屋市の全住民が避難する事態が発生したとしても対応できるのでしょうか。こんな重要な問題でも、素案では 200 ページのうちたったの1頁しか書かれていません。肝心のところを書かれていないので裏づけのない「作文」になっています。この文章を読んで障害者が「なほどこれで安心だ」と納得すると思いますか。

自然災害は起きることが確実ですから、それに備えて、自力避難が困難な住民のための避難対策に万全の態勢を整えるために、的確な避難訓練が必要であると思います。しかし、武力攻撃は地震や台風と違って起きるかどうかは不確定であり、人間の努力によって回避できるものです。そうであるのに、あたかも戦争は不可避であるかのように「啓発」して、恐怖心を煽ることに何の意味があるのでしょうか。その結果、障害者の人たちに、「私たちは逃げられない」という強い不安感を抱かせるだけです。日頃から安心して暮らしてもらうためには、避難訓練は絶対に実施すべきではありません。

ご意見に対する市の考え方

市国民保護計画素案P. 105 に記載している自力避難が困難な住民の誘導は、市が設置する病院や福祉施設に入院又は滞在している自力避難困難者について記載しています。

在宅の自力避難困難者につきましては、計画素案P. 96に記載しています。内容としましては、学区ごとに複数の市職員等で構成する伝達班を配置し、地域住民の自発的な協力を得ながら自力避難困難者の発見に努め、発見した自力避難困難者につきましては、巡回班として各区を巡回しているバスに乗車させ、避難中継場所等まで運送することとしています。そのため、P. 95 で、主に、自力避難が困難な避難住民をバスで運送するため、各区に最低1箇所、避難中継場所を設置すると記載しています。

武力攻撃事態等において、県知事から全市域に避難の指示が出された場合、市は、本市が有する使用可能な車両を使用して避難住民を誘導することに加え、運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に運送の求めを行い必要な車両の確保に努めるとともに、県知事に要請し、広域的な車両の確保にも努めることとしています。武力攻撃事態は、その攻撃の種類等により様々な状況が考えられます。いずれの状況におきましても、避難の指示が出された場合は、一人でも多くの避難住民を誘導できるよう、必要な措置を実施していくこととしています。

※1 啓発につきましては、ご意見(No. 2)に対する市の考え方※3 と同様です。

※2 訓練につきましては、ご意見(No. 63)に対する市の考え方 5 と同様です。

《ご意見(No. 90)》

- 1 前提として、この素案は『万が一に備え、何らかの兆候を得ているものではありません』としつつ作成されていることに不安と疑問を感じます。国が国民保護法を作成したからとはいえ、兆候がなければ作成の必要はないのではないか、また、作成する以上は何らかの兆候があるのかと危惧するものであり、実際に兆候がないのであれば作成の必要はないと考えます。
- 2 その上で内容を見ると『市職員』の勤務時間内外の動員が非常に多く、日常業務だけでも過重な状況であるにもかかわらず、実現可能か疑問である。
- 3 『職員標章』『赤十字標章』など非常に具体的な部分と、たとえば救援についての高齢者・病人・視覚障害以外の障害者など弱者への救援が不明など、アンバランスである。
- 4 武力攻撃災害への対応が、全般的に市長や県知事や執行機関への通報が最優先され、市民への対応が後回しになっていることに不満と不十分さを感じる。何がおきても市民の生命・身体・財産を守ることこそ最優先すべきであり、それこそがこの計画の目的ではないのか。そのために本当に市民が安心して生活できる名古屋市として、兆候のない武力攻撃を想定してではなく、名古屋市行政がより市民本位になるよう心から期待するものです。

ご意見に対する市の考え方

- 1 「何らかの兆候」につきましては、ご意見(No. 6)に対する市の考え方 1 ※と同様です。国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。
- 2 市国民保護計画素案は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を守るため、市職員等が実施する措置を記載したものです。その際、全職員により必要な措置を実施する場合は通常の業務を行わず、準備体制及び警戒体制といった、一部の市職員により必要な措置を実施する場合は、措置を実施していない市職員により通常業務を行うこととしています。しかし、状況に応じて、通常業務の縮小又は一時休止ができることとしています。
- 3 国民保護法第9条に、留意事項として、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意しなければならないと規定されています。この規定を受け、市国民保護計画素案では、警報等の伝達における高齢者等へ配慮、避難住民の誘導における伝達班や巡回班の配置による高齢者等の避難誘導、避難施設に受け入れた高齢者等への配慮などについて記載しています。
- 4 武力攻撃災害の兆候の通報につきましては、市民から市に武力攻撃災害発生兆候の通報があった場合、市はその内容を県に通報します。そして、県と連携して、通報された兆候の事実関係を確認し、必要な場合は県が緊急通報を発令し、市も、該当する地域に警戒区域を設定し退避の指示を行います。これは、県知事に緊急通報発令の権限があることや、通報内容の事実関係を把握し、住民の間に無用な混乱を生じさせないことなどに配慮しているためです。市国民保護計画素案は、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を守るため、市が行うべき措置を記載したものです。そのため、計画素案には、各措置に必要な行政内部の手続も記載しています。それらは、的確かつ迅速に措置を実施するために必要なものであると考えています。

《ご意見(No. 91)》

現在、イラク、アフガニスタン、そして、現代のボタン戦争を先取りする60年余前の広島、長崎。一旦戦争になれば「非戦闘地域はどこか」などと言ってはおられぬ状況になるでしょう。

大切なのは戦争に続くおそれのある道を歩まないことです。今もし「平和憲法」を持つ国(相当な軍事力を有している点は問題ではありますが)を攻撃しようとするれば、その段階で攻撃側は国際的な非難を浴び、孤立することは目に見えています。「力に力で抵抗することは愚」は嫌というほど実証されています。

名古屋市の進むべき道は、「防護計画」を立てることではなく、「完全な」「平和都市」であることを世界に宣言し、それに沿って行動する方向しかありません。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 15)に対する市の考え方※1と同様です。

《ご意見(No. 92)》

先に政府が閣議決定した「防衛計画の大綱」でも「本格的な侵略事態生起の可能性は低下」と指摘しています。したがって、「武力攻撃事態」になりうるのは、イラク戦争のような米国の軍事介入に同盟国として日本が参加した場合の他には考えられません。その際の自治体、民間上げて米軍の戦争を支える態勢づくりにほかならないと考えます。したがって、このような中身を持つ国民保護計画の策定や国民保護協議会の設置はやめるべきと考えます。P17 第 7 節に武力攻撃事態の 4 類型が出されていますが、前提として「具体的な情勢や国を想定していないこと」あくまで「法が発動した場合」の対応を策定する旨を記述するべきではないでしょうか？そのことを最初に訴えて以下「素案」について意見します。

1 武力攻撃事態の 4 つの対象について

P16で、武力攻撃事態の4類型を、「着上陸進行」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」と示し、さらに「NBC 攻撃」の対応も示しています。

- ①上記でも示したように「本格的な侵略事態生起の可能性は低下」し非現実的なものであります。当局は、「万が一」のためにといいますが、もしそうであるならばどのような国が攻撃すると考えているのでしょうか？
- ②仮に事態が発生するとした場合、名古屋市のどこが攻撃されるのか？一番危険なのは自衛隊基地であり、また全国的にもトップクラスといわれる軍事産業がねられるのではないのでしょうか？
- ③「NBC 攻撃」の対応については、非現実的としか考えられません。特に核兵器などの対応として「風下を避けて、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被爆を抑制するほか…」等指摘されていますが、この程度のことで核兵器の被害に対応できるとはとも思えません。

2、「国民保護処置の実施」について

- ①P93、名古屋市が何らかの攻撃を受けた場合、名古屋市民を避難誘導することが求められます。「避難住民の誘導」では、鉄道、バス、船舶等を使つての避難を計画していますが、有事になれば交通機関が攻撃的になると考えられます。このような事態に名古屋市民をどのように避難させようとしているのですか？

ご意見に対する市の考え方

国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。国民保護法の目的につきましては、ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。また、市国民保護協議会は、ご意見(No. 2)に対する市の考え方※4と同様です。「具体的な情勢や国の想定」につきましては、ご意見(No. 6)に対する市の考え方 1※と同様です。

- 1①ご意見(No. 6)に対する市の考え方 1※と同様です。「侵略事態生起の可能性」につきましては、ご意見(No. 14)に対する市の考え方 1と同様です。

②ご意見(No. 71)に対する市の考え方 1と同様です。

③ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。

- 2①ご意見(No. 14)に対する市の考え方 2と同様です。

②道路の使用につきましては、ご意見(No. 4)に対する市の考え方と同様です。なお、市国民保護計画素案は、国民保護措置として名古屋市が実施する措置を記載したものであり、P. 175に記載する緊急物資の輸送は、国民保護法第 79 条に規定されている、「避難住民の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施にあたって必要な物資及び資材」のことを意味しています。

P95「全市域が要避難地域となった場合」はもとより、着上陸侵攻などがあった場合、現実的に市民を避難させることが物理的に可能とお考えでしょうか？

②P93 鉄道等がなく、バス(場合によっては自家用車)等により避難させざるを得ない場合、限られた幹線道路は避難に使用することが必須ですか？ 自衛隊の戦闘行動とバッティングすることが容易に想定されますが、名古屋市(道路管理者)としては、避難を優先させると考えて良いのですか？ また、P175 には「緊急物資の輸送」とありますが、戦闘用資材、武器、兵員の輸送も含まれますか？

③実施にあたっての人権保護、強制について、国民保護法では、「国民の協力は国民の自発的な意志にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならない」とされています。しかし、「土地などの使用」の「同意に基づかない使用」P113、「特定物資の収用及び保管命令、土地等の使用手続き」P115 など「自発的意思」を超える「強制」があります。どのようにお考えですか？

④P131 「埋葬及び火葬の特例」とありますが、名古屋市がそのような状況のもとで、県下他自治体でそのような協力が可能と考えているのですか？ それとも「火葬場の確保」について別の方法を想定されているのですか？

3 自衛隊の参加について

「国民保護」としたこの計画に、なぜ自衛隊が入ってくるのですか？ 避難救助のためでしょうか？ しかし、自衛隊は軍隊です。戦時になれば、住民避難より「戦争」が優先されます。このような自衛隊がなぜ協議会にはいるのでしょうか？

4 住民の健康と安全を守る自治体本来の役割を

そもそも、有事法制、武力攻撃事態法は、日本がアメリカと戦争を起こすための備えをするためのものであり、国民を戦争に巻き込むためのものです。このようなことから、戦時体制への備えである国民保護法制の具体化を進めるよりも、平和的外交努力が自治体レベルで必要になってくるのではないのでしょうか？ またいつ起こるかかわからない問題に税金をかけるのではなく、防災対策をさらに行うべきではないのでしょうか？

ご意見に対する市の考え方

2③ご意見(No. 31)に対する市の考え方 5※2と同様です。

④埋葬及び火葬の特例は、武力攻撃災害により多数の死者が出てしまったような場合、火葬を円滑に行えるよう、現在の埋葬及び火葬の許可について特例を設けるものです。例えば、本来、埋葬及び火葬の許可は、死亡等の届出を受理した市町村長が行うこととなっていますが、特例を設けることにより、その許可を、死亡等の届出を受理した市町村長以外の市町村長が行えることとなります。この特例は、火葬を円滑に行うことにより、公衆衛生上の危害の発生を防止するために定められるものです。

3 国民保護措置には、道路の使用に関する自衛隊との調整や自衛官による避難住民の誘導、武力攻撃災害への対処など、自衛隊と調整・連携して実施しなければならない措置があります。そのような視点から、市国民保護協議会の委員として、市国民保護計画素案の作成にご協力いただいています。

4 ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。

※1 平和への取組みにつきましては、(No. 23)に対する市の考え方と同様です。

※2 防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

《ご意見(No. 93)》

自然災害は、避けることができません。仮に、正確に予測できたとしても、発生すること自体はどうしようもありません。

戦争は避けることができます。国民保護計画は、戦争が起きることを前提としていますが、戦争は、何よりも回避することが必要です。諸外国と、日頃から友好関係を築き、もし何らかの紛争や対立が生じた場合は、ありとあらゆる外交努力を行うことにより戦争は避けられます。政府や名古屋市が努力すべきは、有事＝戦争に備えることではなく、戦争を回避することです。国民保護計画の内容が、名古屋市民全員を退避させ得ないような非現実的なものであることからしても、戦争回避こそが真に国民を保護するものであると言えます。

名古屋市は、ロサンゼルス市や南京市などと姉妹友好都市として提携し、人物、文化、教育、スポーツ、経済、技術など幅広い交流を通じて相互理解と友好親善の促進を図っています。他の国、他の都市ともこのような交流を広げることは、戦争を回避するための有効な取組みであると考えます。

名古屋市は、諸外国の国民との相互理解と友好親善を促進する取組みに力を注ぐべきであり、そのための計画を盛り込むようにするべきです。

《ご意見(No. 94)》

- 1 国民保護法に基づく訓練は実施しないでください。敵がいない天災とは違い、敵がいる武力攻撃に対しては、あらかじめ決められたストーリーによる訓練は効果が無いからです。また、前の戦争中の隣組による防空演習のような馬鹿げたものにしかならないからです。
- 2 避難訓練への参加は「強制してはならない」と明記してください。政府の国防意識の国民への徹底化に乗るくらいなら、死んだ方がまだからです。
- 3 自衛官は、避難住民の誘導を行わない、または住民の中に入り込まない事としてください。イラクでもレバノンでも戦闘員が住民の中にいるとして、住民が攻撃に巻き込まれて大勢が犠牲になっているものを証明しているからです。
- 4 研修や訓練などに自衛官は参加させないでください。軍民は戦う事が本来の任務であり、住民と方向が違う。第二次大戦で証明済み、軍は住民を蹴散らして自らを優先するものであるからです。
- 5 無防備都市宣言をしてください。最も有効な国民保護です。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 15)に対する市の考え方※1と同様です。

ご意見に対する市の考え方

- 1 ご意見(No. 63)に対する市の考え方 5 と同様です。
- 2 ご意見(No. 66)に対する市の考え方 2 と同様です。
- 3 ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。
- 4 市国民保護計画素案におきましては、国民保護措置やその実施に必要な知識、技術の向上等のため、研修及び訓練を実施することとしています。研修及び訓練への自衛隊の参加につきましては、研修や訓練の目的等を考慮し、個別に検討していきます。
- 5 ジュネーブ条約第一追加議定書の「無防備地域」の宣言につきましては、ご意見(No. 66)に対する市の考え方※と同様です。

《ご意見(No. 95)》

名古屋市国民保護計画素案では災害救助や防災を口実にしていますが、軍事優先で公共施設の徴用などを国の方針としておしつけるもので、許すわけにはいきません。そもそも協議会のメンバーに迷彩服の自衛隊幹部が参加するなんてもってのほかです。

計画素案では、自衛隊が市職員と共に住民の避難誘導ができることになっていますが、かえって住民を危険な目にあわせることになります。自衛隊が敵の攻撃を受けたときに、住民が巻き添えになる可能性があります。

他都市での防災の日の防災訓練は、自衛隊員が多数参加し、国民保護計画に基づく戦時訓練の様相を呈しています。名古屋市では、そのような訓練をすべきではない。また、各区の「区民まつり」では、防災コーナーということで、当然のように自衛隊車が展示されていて、市民の意識を自然のかたちで「国民保護計画」にもっていこうとする意思が明らかです。

国際人道法であるジュネーブ条約では、「戦時には住民と戦闘員を区別する」ことを基本原則として規定して、住民と戦闘員が一緒に行動することを禁止しています。よって、名古屋市の計画素案はジュネーブ条約に違反しています。本当に「国民保護をする」ための計画であるならば、自衛隊に避難住民の誘導をさせないようにすべきです。

ご意見に対する市の考え方

自衛官による避難住民の誘導につきましては、ご意見(No. 1)と同様です。

※1 市国民保護協議会への自衛隊の参加につきましては、ご意見(No. 92)に対する市の考え方 3 と同様です。

※2 訓練の実施につきましては、ご意見(No. 63)に対する市の考え方 5 と同様です。

《ご意見(No. 96)》

「戦時」に適應する社会を作り上げる計画素案のにおいがします。「戦時」に備える意味を、普段から名古屋市民に理解させ、住民参加の避難訓練も実施されます。天災に対する保護訓練なら、普段から市民に接している消防庁と警察に任せるのが妥当だが、自衛隊に主導的立場を与え、迷彩服と戦闘装備の集団を市の風景に溶け込ませるため、続いて、米軍が加わっても市民が奇異に感じなくなり、自主防災組織や地域ボランティアが協力を要請されることとなるでしょう。

要は、いかに住民を安全に避難させるかが保護法の主目的ですが、地震で原発事故が発生すれば、放射能汚染の中で避難や救援もままならず、多くの市民が犠牲となることは、日本人が広島や長崎で経験したことです。私が攻める側だしたら、先ず旅行者に扮した数名で原発を狙います。また、外国の軍隊が攻めてきた時を想定した保護計画であれば、当然、その敵を迎え撃つために迅速な軍事行動が必要で、避難用の幹線道路を自衛隊や米軍が優先的に使うことになるでしょう。そうなれば、住民の避難はさらに難しくなります。

結局は、膨大な費用を使う、国民のための国民保護計画に効果を期待することは期待できません。効果のある保護計画は有事を起こさないようにすることです。したがって、地震洪水など天災に、各自治体がいままで積み上げてきたものをより一層、充実させることに費用を使うべきだと思います。

《ご意見(No. 97)》

- 1 ミサイルが飛んでくると教えてもらってから逃げることはできますか？
- 2 名古屋市民 220 万人は、どこへどうやって逃げるのですか？
- 3 核兵器の放射能が、手袋や帽子、雨ガッパで防げると本当に思っているのですか？

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 23)に対する市の考え方と同様です。

- ※1 国民保護計画の目的は、ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。
- ※2 武力攻撃事態等における道路の使用につきましては、ご意見(No. 92)に対する市の考え方 2②と同様です。

ご意見に対する市の考え方

- 1 ご意見(No. 33)に対する市の考え方と同様です。
- 2 ご意見(No. 6)に対する市の考え方 2と同様です。
- 3 ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。

《ご意見(No. 98)》

国民保護計画は、国外からの武力攻撃等がきわめて差し迫っているかのようにあおりたて、市職員・関係団体・市民を緊急事態態勢にまきこむ、きわめて危険なものである。戦前の「国家総動員体制」のように、強制的に市民を戦争協力の方角にむかわせるものである。決して国民の保護にはならない。憲法の平和主義民主主義とは相容れない。

法律が決まったとはいえ、市は市民の安全を守るため、地方自治の立場で憲法の平和主義・民主主義を守るため、国に物言うべきである。名古屋市国民保護計画に強く反対する。

《ご意見(No. 99)》

平和憲法の下で、「有事の法律」があること自体が私には納得できません。

また、憲法には、思想・良心の自由、苦役を強制されない自由が保障されています。

国民保護計画により、戦争による危険な業務や、自分の良心に反する戦争協力を強制しないでください。計画素案の中に「戦争協力は拒否できる」という平和的生存権あるいは良心的戦争拒否権を明記して下さい。

《ご意見(No. 100)》

国際紛争を解決する手段として、武力の行使を認めないとする現憲法に対して、「国民保護計画」とは、戦争をよりやりやすく国民を統制し、動員するという戦争協力体制に他なりません。再び過まった国民を国の統制下に置き、民主主義と自由が奪われる時代にしたくありません。国民保護計画(素案)を撤回して下さい。

《ご意見(No. 101)》

平和憲法を誇りに思い、戦後民主主義教育を受けてきた私にとって、「有事」という言葉、まして有事下での協力を義務づけられることには、強い異和感を覚えます。国民保護という名目のもとに、国民を戦争に協力させるような恐れのある、このような計画に対し強く反対します。

ご意見に対する市の考え方

国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。国民保護法の目的につきましては、ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

ご意見(No. 8)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。国民保護法の目的につきましては、ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

国民保護法の目的につきましては、ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。

※ 国民の協力につきましては、ご意見(No. 8)に対する市の考え方と同様です。

《ご意見(No. 102)》

「平和憲法」の精神を生かす方向での努力をして下さい。有事(戦争)に備えての方針で、ことがドンドン進んでいくことに言い知れぬ不安を覚えます。

この「国民保護計画」が戦争協力に決してならないよう「戦争協力は拒否できる」ということを明記して下さい。

《ご意見(No. 103)》

平和憲法の下で「有事(戦時)の法律」があること自体が私には納得できません。また、憲法には、思想・良心の自由、苦役を強制されない自由が保障されています。国民保護計画により、戦争による危険な業務や、自分の良心に反する戦争協力を強制しないでください。計画素案の中に「戦争協力は拒否できる」ということを明記してください。

《ご意見(No. 104)》

外国からの「武力攻撃災害」などと、寝言などを述べて貴重な税金を夢物語の為に使わないでほしい。人災である国家間の戦争が起きないように、「外交」という知恵を働かせる営みが人間の歴史にはある。

～ 中略 ～

人間がどうしても避けられない自然災害について、「防災対策」をすることの方がよほど理にかなっている。その為の市街地造りから検討すべき。東海地震は、いつきてもおかしくはない。その時浜岡原発は、誰が安全を保障できるのか。

～ 以下略 ～

ご意見に対する市の考え方

国民の協力につきましては、ご意見(No. 8)と同様です。

ご意見に対する市の考え方

国民の協力につきましては、ご意見(No. 8)と同様です。

ご意見に対する市の考え方

国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です

※ 防災についての取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※2と同様です。

《ご意見(No. 105)》

私は国民保護計画に大きな疑問があり、基本的には賛成できません。

- 1 例えば、200 万人の名古屋市民をどうやって避難させるのですか。
- 2 有事になれば住宅や土地も勝手に使われるのですか？ もし、拒否すればどうなるのでしょうか。どんどん自由な空気が取り上げられ、窮屈な時代になっていくのではないですか。
- 3 憲法で保障された基本的人権も侵害される危険性がありますね。
- 4 「国民保護法」について、ほとんどの国民・市民は知りません。こんなアリバイ的なパブリックコメントよりも、公聴会などをやった方がいいのではないですか。
- 5 協議会のメンバーも、本当に市民を代表する知識人とかは入っていますか。どうやって決めたのか知りたいものです。

ご意見に対する市の考え方

- 1 ご意見(No. 6)に対する市の考え方 2 と同様です。
- 2 ご意見(No. 31)に対する市の考え方 5※2 と同様です。
- 3 ご意見(No. 8)に対する市の考え方と同様です。
- 4 国民保護法等の広報につきましてはご意見(No. 41)に対する市の考え方と同様です。公聴会の開催につきましては、ご意見(No. 44)に対する市の考え方 3 と同様です。
- 5 国民保護協議会の委員につきましては、国民保護法第 40 条の規定に基づき市長が任命しています。委員構成は、同法 40 条第 4 項第 1 号から 7 号までの規定に基づき、国や都道府県などの関係機関からの委員を 12 名任命しました。また、第 8 号の規定にある、「国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者」として、13 名の委員を任命いたしました。国民保護計画の作成にあたりましては、様々な専門分野の知識が必要であると考え、弁護士や英文情報誌編集長、関係する住民団体代表者のほか、国民保護や心理学、看護学、国際関係、感染予防看護などを専門としている学識経験者といった方々にもご参画いただいています。

《ご意見(No. 106)》

- 1 国民保護計画は有事への対応計画である。ならば、今の日本において不要であり、むしろ戦争に備える計画は作成すべきではないとの多くの市民の意見が寄せられよう。ところで素案はそういうものなのか。そうではなく、万一、名古屋が有事に見舞われた場合、いかに逃げて身を守るかという計画のように思う。この点を市はもっと市民に説明してもらいたい。また、計画作成に携わる方々は、自信を持って仕事に励んでいただきたい。
- 2 市民への警報の伝達を始め、いざと言った時にみんなができる範囲で協力し合う事が大切だ。このことは地震や日常の事故時にも言えることだが。素案でいうところの「公私の団体」として役に立てるところには協力をしてもらえばよい。PTA、事業者が構成する自主団体、趣味のクラブなど、協力いただけるところは大きいに活用すべし。
- 3 素案はいずれ計画になるでしょう。市民にとってどう対応すればいいのか、分りやすいチラシなどを作って教えて欲しい。
- 4 このお仕事をしている方には、色々な声が届くと思います。戦争反対だとか、計画を作るなどか色々な。私ももちろん戦争はイヤですが、皆さんは市の職員ですよ。頑張ってお仕事に努めてください。普通の人々が、安全運転に努めつつ交通事故保険に加入しているようなものです。いざといった時の備えは必要です。
- 5 有事に限らず、災害の時にも、体力の弱い人をどのように助けるかということは難しいことです。災害の時にも助け合えるような方法があったら、ご指導ください。

ご意見に対する市の考え方

- 1 市国民保護計画素案において、名古屋市は、住民が国民保護措置の重要性を正しく認識し、措置の実施に対して必要な援助について協力を得られるよう、国民保護法や国民保護計画の内容について啓発するとしています。計画の作成後は、その記載に基づき、必要な啓発に努めていきます。
- 2 市国民保護計画素案におきましては、警報等の住民への伝達について、計画の実効性を最低限確保するため、特に協力の要請が必要な団体として、区政協力委員協議会及び民生委員児童委員協議会を明記しています。さらに、計画素案におきまして、「市は、各市区政協力委員協議会及び民生委員児童委員協議会のほか、警報等の伝達が必要な公私の団体を定め、その伝達先及び伝達手段をあらかじめ整理する。(P. 35)」と記載しており、計画の作成後、その他の団体につきましても、公私の団体としての指定を検討していく予定です。
- 3 ご意見(No. 41)に対する市の考え方と同様です。
- 4 平成 17 年度に実施した市政アンケート調査におきまして、武力攻撃事態 4 類型及び緊急対処事態 4 類型をお示しし、備えが必要であると考えた事態をお聞きしたところ、約 8 割の方が、いずれかの事態に対して備えが必要と回答されました。
- 5 第 2 回及び第 3 回名古屋市国民保護協議会において、複数の委員から、共助の取り組みは国民保護においても大切であるとのことご指摘をいただき、共助の取り組みに対する支援について、計画素案に記載することを予定しています。災害の種類に関わらず、災害時における助け合いの仕組みづくりは大変重要な課題であると考えております。計画を作成した後、防災における取り組みなども参考にしながら、共助の取り組みに対する支援方法を検討していきたいと考えています。

《ご意見(No. 107)》

1 「計画」の目的について－基本的意見

- (1) 名古屋市国民保護計画は、国民保護法により策定されるものとしています。しかし、この国民保護計画は、広く有事法制の一環として策定されたもので、有事立法は日本に対する武力攻撃事態等に対する対処を立法目的とするも、実態はアメリカのアジアなどにおける軍事行動の際の日本の行動・対応を定めようとするもので、その実質は日本の海外有事に備えたものと言うべきです。現代の戦争の様相・規模を考慮すれば、戦争を引き起こさないようにすることこそ、国民保護に値する「計画」であり、真に地方自治体の使命である「住民の福祉の増進」を果たすものと思います。

名古屋市国民保護計画(素案)は、計画の目的を、「武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小とすること」としていますが、これは武力攻撃事態等が発生した上での計画であり、いわば被害が起きることを前提とするものであり、せいぜいそれを少なくしようとするものに過ぎず、真の国民保護になっていません。「計画」の「目的」を「国民保護措置の基本的考え方や平素からの備え」を定めることとするならば、「平素」から「武力攻撃事態等」が発生しないようにすることこそ必要なことと言うべきです。地方自治体とてその例外ではなく、また名古屋市の先人も、平和を求め国際交流等の取り組みを実行されてきました。ところが本件「計画」において一言もこれらの点は触れられておりません。

実際、「名古屋市国民保護計画」は、例えば、核ミサイル攻撃に際しておよそ有効な保護計画を提示しているとは言えません。この点からみても、結局、今回の国民保護計画素案は国民保護の名に値しないと言うべきです。さらに述べれば、国民保護計画の名に値しないものをもって、あたかも国民を保護するなどと言うのは、真の国民保護の努力を放棄するもので、行政における偽善であり、大いなる怠慢と言わねばなりません。

- (2) 上記のように検討されている「国民保護計画」自体に重大な問題がある限り、上記「計画」に対して意見を持っている人や、上記「計画」による措置において国民の基本的人権が侵害されてはならないことは言うまでもありません。ところが後述するとおり、この点も蔑ろにされているというべきです。

ご意見に対する市の考え方

- 1(1) 平和への取組みにつきましては、ご意見(No. 15)に対する市の考え方※1と同様です。

※1 国民保護法の目的につきましては、ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。

※2 第1章第7節第3項に記載する事態別の留意事項につきましては、ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。

- (2) 国民保護措置の実施における基本的人権の尊重につきましては、ご意見(No. 8)に対する市の考え方と同様です。

2 基本的人権の制限

「計画」で、「市は、国民保護措置の実施に当たり、日本国憲法が保障する国民の自由と権利を尊重する」としながら、実際は国民の権利の制限を列挙しています。すなわち、住民の立ち入り禁止・退去、物件の除去、特定物資の収用・保管命令・立ち入り検査、土地・建物・物資の一方的収用等種々の規制を定めています。

これらの規制は、第 1 に、市職員、消防団員、市長などがほぼ一方的に規制できることとされています。しかも、特定物資の収用、土地の収用などについて「公用令書」の事後的交付措置による実行をも定めています。第 2 に、規制の要件もきわめて緩やかです。例えば、特定物資の収用は「①売り渡しを要請した特定物資が、被災により使用に耐えなくなっている場合、②売り渡しを要請した特定物資が、県知事を始め、救援を実施又は支援する他の機関の長による売り渡しの対象又は収用対象になっている場合、③その他、要請に応ずることがきわめて困難な客観的な事象があると市長が判断した場合」を除くとしており、収用の実施は、結局名古屋市の判断に帰着しており、基本的に人権の保障規定は存していないというべきです。これは、土地などの収用も同様です。「計画」は「①要請の対象となる土地などが、被災もしくは老朽化などのため使用に適さない場合、②要請の対象となる土地などに、すでに避難住民などが収容されており、さらなる収用に耐えられない場合、③その他、要請に応ずることがきわめて困難な客観的な事象があると市長が判断した場合」と定めています。第 3 に、立ち入り禁止・退去の対象は時間的にも場所的にも事実上制限はありません。また対象者についても同様に基本的に制限はありません。対象者にはマスコミ関係者も含まれており、これにより報道の自由の制限も実際に侵害される危険性を有しています。第 4 に、以上の基本的人権の規制の実態は戒厳令状態に近いというべきであり、およそ現行憲法が予定しているものとはいえないというべきです。第 5 に、「計画」は「行政処分を行った結果、通常生ずべき損失」について補償するとしていますが、これは事後的な救済措置であり、代替物の提供もなく、損失の範囲も「通常生ずべき損失」と限定し、「損害補償」としては死亡、負傷、疾病、障害となった場合の記載であり、「費用の支弁等」は「第 4 章復旧等」の項目の一つとして記載され補償の時期に関しても明示せず、「保障の額を決定し、遅滞なく、これを申請したものに通知する」などと記載しているに過ぎません。

ご意見に対する市の考え方

2 市国民保護計画素案は、国会における審議及び議決を踏まえて成立した国民保護法に基づき作成するものです。私権の制限につきましても、例えば、避難住民を誘導する者による警告、指示等は国民保護法第 66 条に、物資の収用及び土地等の使用、それに必要な保管命令及び立入検査は同法第 81 条、82 条、84 条に基づいています。また、国民保護法第 5 条において、国民保護措置の実施にあたり、国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、その制限は、国民保護措置を実施するために必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行なわなければならないと規定されています。

土地等の使用及び特定物資の収用につきましては、ご意見(No. 31)に対する市の考え方 5※2 と同様です。

公用令書の事後交付につきましては、国民保護法施行令第 14 条に基づき、市国民保護計画素案 P. 113 に、事後交付が可能な場合を 3 つ列挙しています。また、P. 114 では、そのような場合であっても、公用令書を交付できない理由がなくなった場合等において、遅滞なく公用令書を交付することとしています。

避難住民を誘導する者による警告、指示等における立入り禁止、及び退去の命令は、避難に伴う混雑等において、危険な事態が発生するおそれがあると認める場合で、特に必要があると認められるときに行うものであり、その危険な事態の発生を防止し、避難住民をより安全に誘導することを目的にしています。

損失補償、実費弁償及び損害補償につきましては、国民保護法第 159 条及び第 160 条の規定に基づくものです。

3 「国民の協力」等について

(1) 「計画」に、国民への協力要請は「国民の自発的意思にゆだねられるものであり、市が協力を強制しうることではない」と記載しています。

しかし、第 1 に、実際には上述したとおり、広範にわたり人権は制限されているのが実情で、「基本的人権の尊重」の項目は絵に描いた餅あるいは「イチジクの葉」と同様な意味しか持たないと言うべきです。第 2 に、「計画」中、「国民の協力」を要請できる事項として第 1 番目に記載されているのは市職員の研修・訓練への参加です。国民保護法が平時の有事立法と言われ、戦争ができる国作りに向かう一歩として国民に参加協力を求められているのが「訓練」への住民参加です。しかし、国民保護法の立法事実そのものに疑義を抱く人が、上記訓練の参画あるいは訓練自体について異論を持ち、そのことを表明する可能性は十分あります。したがって、訓練の参加は全く任意においてなされ、いささかも強制にわたることのないよう十分に配慮すべきであり、またそのことをあらためて「計画」上明記することが強く求められる。ところで、「計画」は「国民保護措置と防災上の措置とで共通する事項についての訓練を盛り込む」ことを留意事項としています。しかし、自然災害と武力攻撃事態等による事態とは明らかに異なるものであり、それぞれについて意見は分かれており、両者を一緒にするのは混乱を招きます。防災訓練は防災訓練として実践的かつ充実した訓練を実施すべきです。第3に、「計画」は、国民に対する協力を要請し、他方で、運送会社や病院など多くの機関等が地方公共機関などとして国民保護措置に参画します。各機関等で就労する労働者に対しては各機関(会社・病院等)からの指示を受けて国民保護業務に関わるとし、国民保護法の下で一人一人の労働者に直接義務を課せられるものではないという構造をとっているとされています。

～ 中略 ～

たまたま、例えば運送会社に勤務していたとか、病院に勤務していたとかいう事情でもっておよそ根拠づけることは出来ないと言うべきです。「計画」は国民の協力は強制ではないというものの、上記機関で就労する労働者などにとって全くの任意であるとは明言していません。少なくともこのことも「計画」上、全くの任意であることを明記すべきです。

ご意見に対する市の考え方

3(1) 訓練の目的につきましては、ご意見(No. 2)に対する市の考え方※3と同様です。また、訓練への参加につきましては、ご意見(No. 66)に対する市の考え方 2と同様です。訓練の実施方法につきましては、ご意見(No. 63)に対する市の考え方 5と同様です。

なお、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置につきましては、ご意見(No. 31)に対する市の考え方 5※3と同様です。

(2) 市国民保護計画素案に記載している、ボランティア団体や自主防災組織への国民保護措置に関する援助への協力要請は、国民保護法第4条に規定されている国民の協力等に該当します。そのため、同法の規定どおり、市国民保護計画素案におきましても、「自発的な意思にゆだねられるものであり、市が協力を強制することはない」と明記しています。

(2)「計画」はボランティア団体や自主防災組織が保護措置の一角を担ったり、訓練への参加の協力を求めています。しかし、その多くはそれぞれ日常的な活動目的を有し任意に活動をしている団体であり、およそ元来国民保護計画に基づく措置を担当するものではありません。これらの団体がその団体自体として国民保護措置の一角を担うということは本来団体の目的にそぐわないといふべきです。にもかかわらず上記のような協力を求め活動を期待するのはそれぞれの団体の活動を阻害するものといふべきで、ましてや事実上強要する結果になることは避けるべきです。

4 「計画」は、「高齢者、障害者、乳幼児」など配慮を要する者の保護について留意するとして、いくつかの箇所でこれらのことに言及しています。しかし、配慮を必要とする「高齢者、障害者、乳幼児」の具体的な実情・分布の実態は、基本的には現在の時点で把握されているべき事実です。にもかかわらず「計画」では白紙状態です。上記状況が判明すれば、「配慮」するための人員や車両等の配慮体制の規模が具体的に明らかになります。この事実は、結局本件「計画」が、実態をふまえれば、これらの人を含む名古屋市二百数十万人の「保護計画」など出来ようがなく、この点からすれば、實際上「高齢者、障害者、乳幼児」は放置されるに等しい状態になるに疑いも強く残ります。この意味でも「計画」が砂上の楼閣であることが明白になるために「素案」と称し、上記事実などについてことさら触れなかったと言わざるを得ません。

5 自衛隊の参画について

「計画」における各国民保護措置は、基本的に自衛隊の参画を想定していません。もともと、国民保護法は、保護措置に当たる地方自治体を基本としています。またシビリアンコントロールという視点からも協議会への自衛隊の出席は疑問があります。今後各訓練等において自衛隊の参画を認めないのが相当であると考えます。

6 「計画」は、赤十字標章等及び特殊表彰について、「市はみだりに使用しない」とか、「濫用の防止等について、様々な機会を捉えて啓発に努める」としますが、国民保護のために重要かつ危険な役割を担う医療行為や国民保護措置を行う者及びその団体の活動を保護するためには積極的活用こそ相当と判断されます。

7 「計画」52頁23行目(4)は(3)の誤記と思われます。

ご意見に対する市の考え方

4 国民保護法第9条に、留意事項として、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意しなければならないと規定されています。その規定を受け、市国民保護計画素案P. 105 に記載している自力避難が困難な住民の誘導は、市が設置する病院や福祉施設に入院又は滞在している自力避難困難者について、家族への引渡し、施設が保有する車両、バスや救急車等による運送など、それぞれの患者に応じた誘導を行うこととしています。また、在宅の自力避難困難者につきましては、計画素案P. 96 に記載しています。内容としましては、学区ごとに複数の市職員等で構成する伝達班を配置し、地域住民の自発的な協力を得ながら自力避難困難者の発見に努め、発見した自力避難困難者につきましては、巡回班として各区を巡回しているバスに乗車させ、避難中継場所等まで運送することとしています。そのため、P. 95 で、主に、自力避難が困難な避難住民をバスで運送するため、各区に最低1箇所、避難中継場所を設置すると記載しています。

5 自衛隊に属するものの協議会への参加は、ご意見(No. 92)に対する市の考え方3と同様です。また、自衛隊の訓練への参加は、ご意見(No. 94)に対する市の考え方4と同様です。

6 赤十字標章等及び国際的な特殊標章等(以下「標章等」という。)は、ジュネーブ諸条約第一追加議定書において規定されています。市国民保護計画素案では、それぞれ、国民保護法第157条及び第158条の規定に基づき、国民の保護のために重要な役割を担う医療行為や国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができるとしており、標章等をみだりに使用してはならないことも、法の規定どおり記載しています。

7 ご指摘の通り修正いたします。

《ご意見(No. 108)》

核兵器による攻撃の防護方法はおかしいと聞きました。核兵器による攻撃を受けたとき、避難のときは、風下を避けて、手袋、防止、雨ガッパで外部被爆を防ぎ、口や鼻を汚染されていないタオルなどで保護。本気ですか？

昔の映画をみると、国防婦人会がバケツリレーを皆総動員でやっていた映像があり、今からみると、母たちが、何の役にも立たないことをやれされていたと話しております。日本人は、また同じことをくり返すのでしょうか？

名古屋市の計画素案には、自衛隊が避難住民の誘導ができることになっていますが、このことが住民をかえって危険な目にあわせることになるという意見に、全く同感しています。ジュネーブ条約では「戦時には、住民と戦闘員を区別する」ことが人道法上の基本原則として、住民と戦闘員と一緒に行動することを禁止しています。最新の安全基準について、名古屋市も独自で学び、「自衛隊におまかせ」という自主性のない姿勢だけは捨てて下さい。～ 中略 ～軍隊に頼らず、民間らしい案をしっかりと練って下さい。

《ご意見(No. 109)》

わが国は太平洋戦争を経験し、その反省から新憲法を制定した。その憲法では、日本国民は恒久平和を念願し、軍備を放棄し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し自らの安全と生存を保持しようと決意し、国際社会において名誉ある地位を占めたいと高らかに宣言した。

しかしながら、現在検討されている国民保護計画は、戦争を想定し、これを自然災害と同じように避けることができない災害(武力攻撃災害)と位置づけて、その場合に市民を保護するためといい、市民を戦時体制に総動員しようとする計画と思われる。これは、かつての国家総動員法の現代版と思われる。

～ 中略 ～

核兵器、各地の紛争を思うとき、わが国のとるべき対応は、軍備を放棄し、世界平和を世界に訴えるべきであり、いま検討されている戦時を想定した国民保護計画のようなものは、世界の諸情勢を考えた時、最も愚かな対応であると思われるので、すぐに中止すべきであると考えます。

ご意見に対する市の考え方

第1章第7節第3項に記載する事態別の留意事項につきましては、ご意見(No. 7)に対する市の考え方と同様です。

自衛官による避難住民の誘導につきましては、ご意見(No. 1)に対する市の考え方と同様です。

ご意見に対する市の考え方

国民保護計画の作成につきましては、ご意見(No. 5)に対する市の考え方と同様です。国民保護法の目的につきましては、ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。

《ご意見(No. 110)》

そもそもこの国民保護計画というものが、有事を想定した避難方法などを中心とした計画だということを知りました。今頃なぜ？という疑問とともに、今までなぜ存在しなかったのだろうかという疑問も湧いてきました。当然にこういった計画が作成されるということは我々市民にとって頼もしい存在になるわけですが、一方で、この計画自体に反対している方も一部いることを知りました。その方たちの反対の理由は、「避難計画を隠れ蓑にした戦争の準備をするための計画であるから作るべきでない」「戦争は外交努力で防ぐことができるのでこのような計画を作ることに意味がない」などと論理が飛躍した内容となっています。我々国民を「保護するための計画」を、「戦争をするための計画」とすりかえてしまうようなこういった方々の意見に対して反論する声を届けなければ、こういう意見が多数意見と錯覚されてしまうことに不安を感じましたので、私も意見として出させていただきました。計画案に対する具体的な意見ではなく恐縮ですが、我々の生命・身体・財産を保護するためのこの国民保護計画作成の実現に向けて頑張っていただきたいと願っております。

《ご意見(No. 111)》

先の日曜日、高速道路のサービスエリアで自衛隊のトラックが十台近くも停められているのに出くわしました。こうした日常の場所で、アーミーカラーの特殊な造りのトラックと、迷彩服姿の自衛隊員たちを目にしたのは初めてのことで、やはり不安な感じがしました。

「保護法案」と直接関係はしませんが、町では、不審者から子どもを守るパトロールが全国規模で。子どもたちの心はどうなるのでしょうか。やみくもに人を警戒する心が育ちはしないでしょうか。人を信頼する心の上にこそ、社会は成り立つと思うのに……。知らぬ間に、あらゆる日常の場面でジワジワと緊張が増しつ々あると感じます。

「国民保護計画」、しかし「保護」の名のもとに、何が行われているのだろうと、深く危惧します。

ご意見に対する市の考え方

平成 17 年度に実施した市政アンケート調査におきまして、武力攻撃事態 4 類型及び緊急対処事態 4 類型をお示しし、備えが必要であるとする事態をお聞きしたところ、約 8 割の方が、いずれかの事態に対して備えが必要と回答されました。

武力攻撃事態等という緊急時において、住民の生命、身体及び財産を守ることは、自治体の責務であると考えています。名古屋市では、万が一、そのような事態に至ってしまった場合に、的確かつ迅速に必要な措置ができるよう、国民保護計画の作成などの業務に取り組んでいきます。

ご意見に対する市の考え方

国民保護法の目的につきましては、ご意見(No. 2)に対する市の考え方と同様です。

なお、名古屋市では、この法律に基づき、平成 18 年度中を目途に、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を守るため、必要な措置を国民保護計画として作成する予定です。